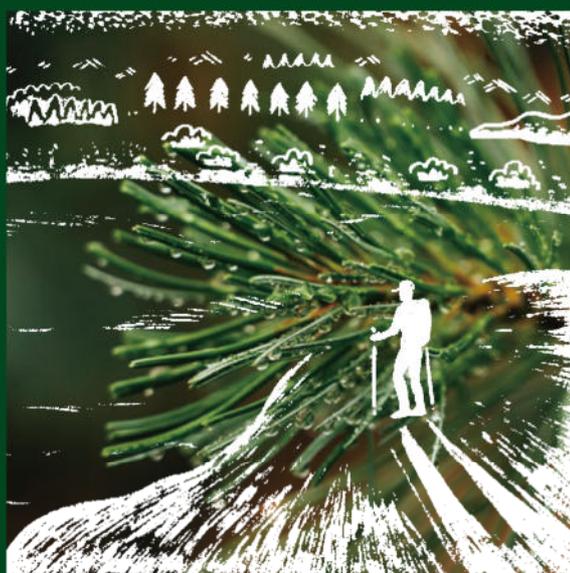
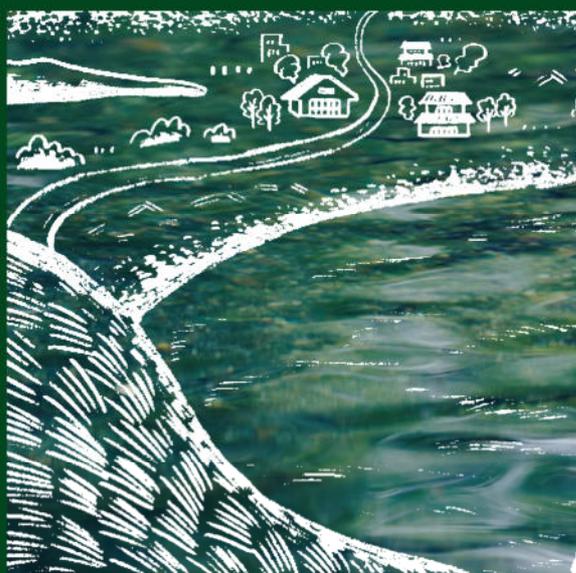


川湯温泉街 景観ガイドライン

LANDSCAPE GUIDELINES OF
KAWAYU ONSEN



【景観ガイドラインの目的】

本ガイドラインの目的は、この地の最大の資産である「大自然」の中の温泉街を維持・発展させることであり、次の世代へ繋いでいける「あるべき姿」を求めていくことにあります。

ガイドラインは押し付けられるものではなく、ここで生活するための「共有するビジョン」であり、多くの訪問者を迎えるための「街の宣言」でもあります。温泉街や周辺にはさまざまな生活や生業があり、状況や立場は異なりますが、全体の利益こそが各々の持続的収益や豊かな暮らしにつながると考えることを、出発点にしたいと思います。

【川湯温泉らしい風景づくり】

川湯温泉は、圧倒的な野生の領域である国立公園に囲まれた小さな温泉街です。日本最大のカルデラの中にあり、硫黄山（アトサヌプリ）で湧いた強酸性の湯が街の「温泉川」を流れ、大地のエネルギーを直に感じることができます。湯けむりが街全体を包み、源泉と四季それぞれの自然の表情が旅人の疲れを癒す、大自然の中にある滞在の拠点といえます。

目指すべき街の姿は、人々の暮らしや賑わいと森が一体となった「森の中の温泉街」だと考えます。誰もが「明るい林に包まれた気持ちの良い滞在の場所」を意識すれば、きっと上質で豊かな暮らしが実現するでしょう。



【川湯温泉らしい暮らしを目指して】

この地に暮らすことは、野生の力をリスペクトし、その恩恵にあずかっていると自覚することではないでしょうか。言い換えれば、大自然の中に私たちが場所を借りているという「自然へのつつましき」が、この街にふさわしい姿勢だと思います。

川湯温泉の来訪者も、同じ思いを持つ人であってほしいし、私たちもそうした来訪者に対してオープンであり、お互いにその豊かさを分かち合える関係でいたいと考えます。また、来訪者はツーリストだけとは限りません。「こういう街に住んでみたい」「ここで仕事を始めてみたい」と思う人に選ばれる街を目指していきましょう。

サステナブルな価値観を大切にし、本当の意味での豊かな暮らしに貪欲であり、自らライフスタイルを構築できる人でありたい。私たちも来訪者もそんな理想を掲げて、川湯温泉らしい暮らしをつくっていきましょう。



— 目 次 —

1 景観ガイドラインの概要	1
(1) 背景・経緯	2
(2) 本ガイドラインの位置づけと構成	3
(3) 対象区域	4
(4) 目指す方向	5
2 項目別ガイドライン	7
(1) 共通事項	9
(2) 建築物・外構等	10
(3) 屋外広告物	24
(4) 夜間景観	29
(5) 交通	39
(6) おもてなし	41
3 運用方法	44
(1) 運用体制・手続きの流れ	45
(2) 許可が必要な行為	46
(3) チェックシート	47
参考資料	52
(1) 検討の経緯	53
(2) 用語解説	55

1 景観ガイドラインの概要

(1) 背景・経緯

環境省が推進する国立公園満喫プロジェクト*において、先行的・集中的に取り組を行う8つの国立公園のひとつとして阿寒摩周国立公園が選定されました。弟子屈町では、特に川湯温泉地域の特徴を活かし、その魅力を世界に発信していくための新たな事業を推進するため、20年間を計画期間とする川湯温泉街再整備に関する基本的な方針として、2023年10月に「阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン」を策定しました。

このマスタープランに基づき川湯温泉街の整備を進めていくにあたり、川湯温泉街にふさわしい景観づくり・地域が一体となったまちづくりが必要との観点から、地域の皆さんと議論を重ねて景観ルール等を見直し「川湯温泉街景観ガイドライン」としてまとめることとしました。

【川湯温泉街まちづくりマスタープランの概要】

マスタープランコンセプト

「湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街」

川湯を流れる湯の川は、硫黄山から屈斜路湖へ流れ込み地球の自然活動をダイナミックに見せると共に、川湯に良質な温泉という恵みをもたらし、120年以上に渡りこの地に住む人々の生活を育んできました。

これからの川湯温泉では、湯の川を街の主演とした表通りにすると共に、国立公園にふさわしい森に溶け込むような街づくりをする事が川湯温泉にしかない魅力を創出し、川湯に新たな人を呼び込み、交流と物語を紡ぎ出します。

▼

開発の方向性

1. 川湯温泉の特長を際立たせる

- 川湯最大の特徴である**湯の川を中心**とした街づくり
- 国立公園内の立地にふさわしい**自然と賑わいが一体**となった街並みづくり

2. 適切なスケールの街づくり

- 観光客入込者数、宿泊施設数、商業店舗数など、数ではなく質を求める**川湯温泉エリアにふさわしい規模の街づくり**
- 建物の高さや規模など、**街が一体となった上質な景観づくり**

3. 訪れる目的を増やす

- 温泉や宿泊に加え、ロングトレイルの立ち寄りや日帰り観光など、川湯を訪れる**新たな目的を作り**総体的に集客増を図る
- 観光客の入込が落ちる冬季に、冬ならではのアクティビティや楽しみをつくり出し、**一年を通じた集客を図る**
- 宿泊率の向上へと繋がるよう、日中のアクティビティや街歩きなど**滞在時間の消費拡大となる街づくりを行う**

景観ルールの策定

- 訪れる人が求める国立公園にあるべき姿、川湯らしさを「丁寧なデザイン」としてルール化する。
- 既存の住人・事業者とこれから参入する事業者が、統一の目標・意識を持ってこの街の景観を守り育てる。

▼

目指すべき姿を維持し、街の景観が川湯の財産となる



現在の川湯温泉街（2023年度撮影）



マスタープランを反映した将来像

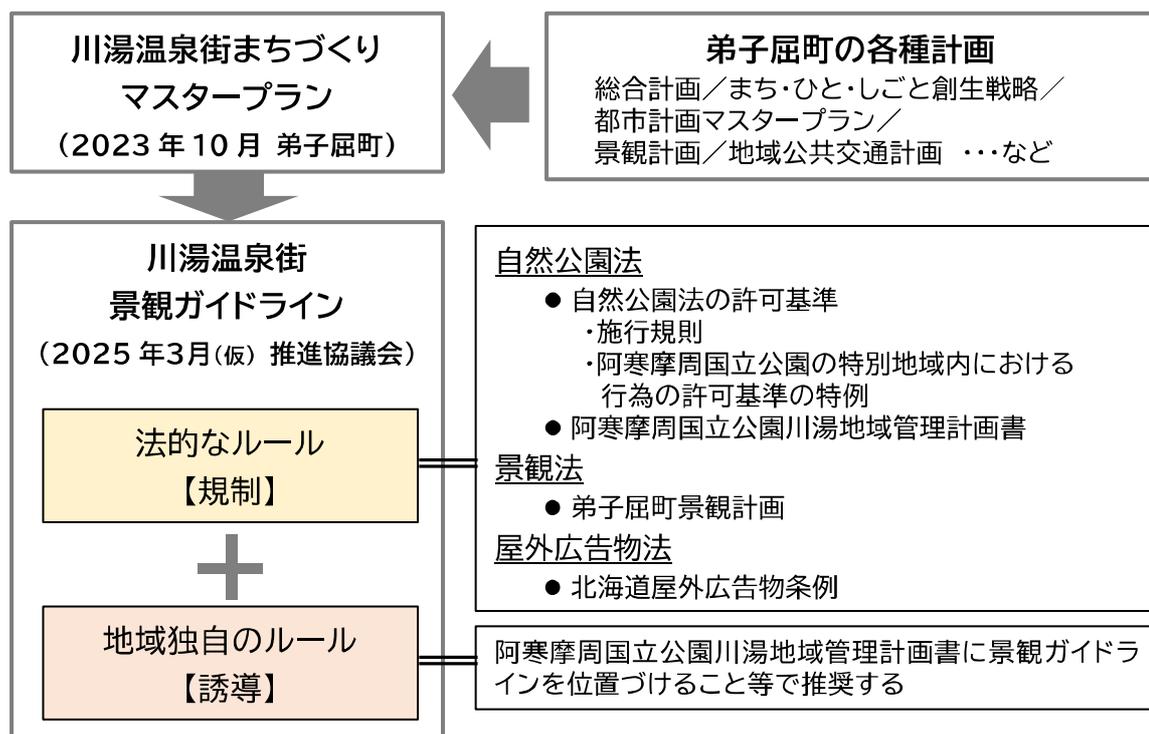
(2) 本ガイドラインの位置づけと構成

川湯温泉街は阿寒摩周国立公園内にあり、国立公園は、自然公園法に基づく全国共通の基準（自然公園法施行規則 審査基準）と、地域ごとに環境省が定めた基準（行為の許可基準の特例、阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書 公園事業及び行為許可等の取扱方針）」により様々な規制がかけられています。さらに、弟子屈町では、景観法に基づき「弟子屈町景観計画」を策定し、町全域を対象として景観づくりの基準を定めています。屋外広告物に関しては、前述の国立公園としての基準のほかに、屋外広告物法に基づき北海道が定めた「北海道屋外広告物条例」の基準もあります。

本ガイドライン策定にあたっては、こうした川湯温泉街にかかる様々な基準の内容を整理した上で、これからの川湯温泉街でどのような景観づくりやまちづくりを目指していくのかを議論し、既存の基準の強化や見直し、新たなルールを設定を行いました。ルールには、“法的な位置づけのあるルール”と、地域で決めた“地域独自のルール”がありますが、それらを合わせて「川湯温泉街景観ガイドライン」としてとりまとめました。

川湯温泉街にお住まいの方や事業を行っている方、新たに居住や事業を行う方は、このガイドラインのルールに沿って、すぐにできる取組は是非行動に移し、実践していきましょう。

ただし、既存の建築物や屋外広告物等をすぐにルールに沿ったものに直さなければいけないわけではありません。次に建替えや改修、新築・新設等をする際には、ガイドラインのルールに沿ったものとしてください。このうち、“法的な位置づけのあるルール”の対象となる行為は必ずルールを守る必要があり、許可申請が必要な行為（p46 参照）については、所定の手続きも行ってください（p45 参照）。“地域独自のルール”についても、川湯温泉街をより良い地域にしていくために、お互いに守っていきましょう。



※川湯温泉街景観ガイドライン策定にあたり、北海道屋外広告物条例を踏まえて今後、阿寒摩周国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例や阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書の見直しを行う予定です。また、川湯温泉街景観ガイドラインの内容は、弟子屈町景観計画の改定時に反映される予定です。

(4) 目指す方向

川湯温泉街では、まちづくりマスタープランコンセプトのもと、下記の3つの景観まちづくり方針を大切にして、景観づくり・まちづくりを進めていきます。

川湯温泉街まちづくりマスタープランコンセプト 湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街

【景観まちづくり方針】

① 川湯温泉の源である硫黄山・温泉川を最大限に活かした景観をつくりだす

- ◆ 建物や工作物が、硫黄山をはじめとする山々の眺望を阻害しないようにしましょう。
- ◆ 温泉川に開かれた街並みを創出し、そぞろ歩きや温泉川の魅力を体感できるようにしましょう。



② カルデラの森に溶け込み自然と調和した街並みをつくりだす

- ◆ 周囲の森と調和する明るい林に包まれた街並みを目指し、道路沿いには地域の樹木を植えましょう。
- ◆ 建物や看板などは、自然に溶け込むよう茶色系や自然材料を使いましょう。
- ◆ 自然になじまない人工物は目立たないようにしましょ

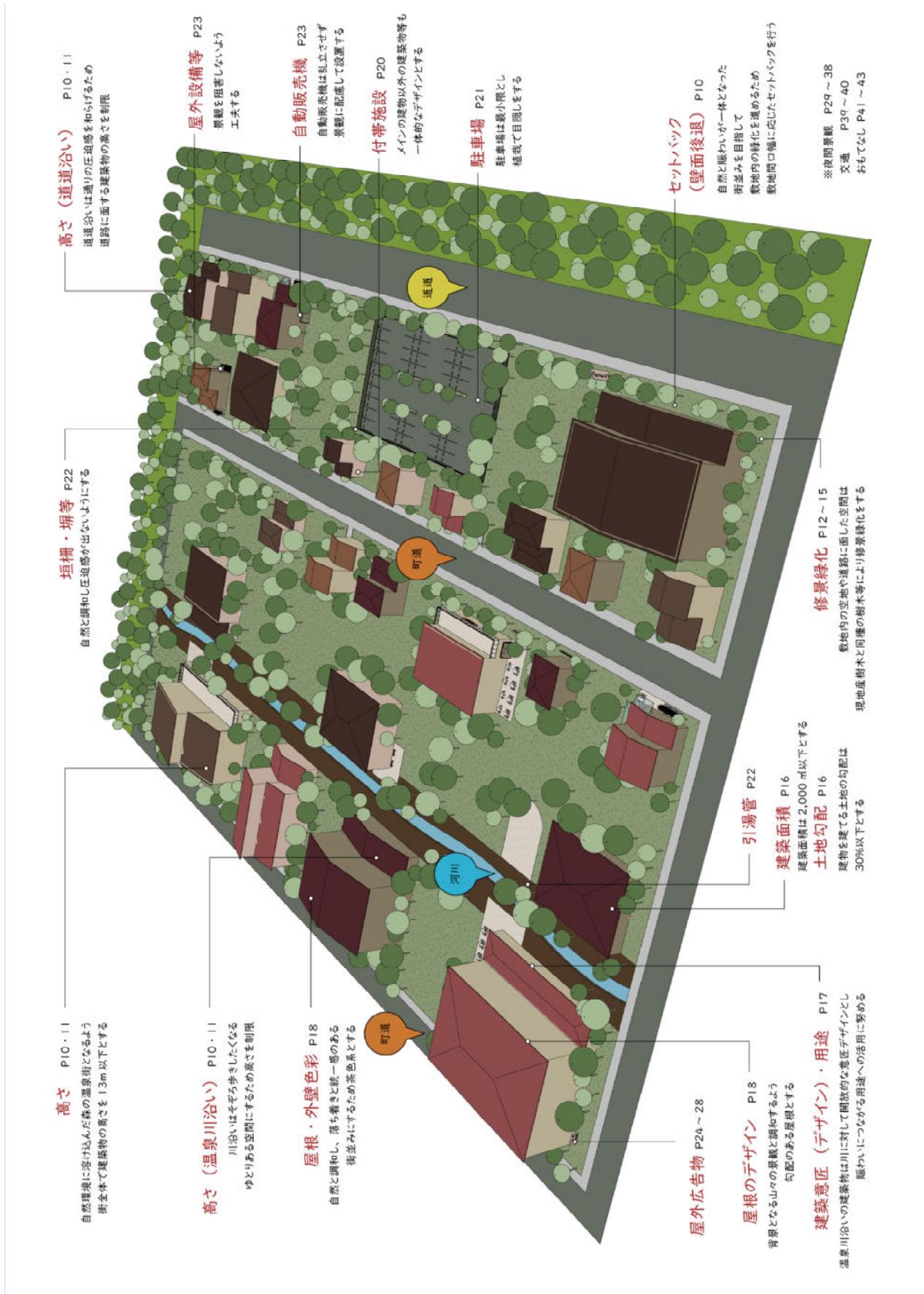


③ 川湯温泉街が一体となったおもてなしにより、心地よい滞在時間をつくりだす

- ◆ 訪れる人が川湯温泉を楽しめるよう、おもてなしのサービスや空間づくりの工夫をしましょう。
- ◆ 住んでいる人も訪れる人も気持ちよく過ごせるよう、路上駐車やゴミ捨て、喫煙などのルールを守りましょう。



【全体像】



2 項目別ガイドライン

ーガイドラインについてー

ルールの内容は、わかりやすいよう説明をつけたりやわかりやすい表現で記載したりしていますが、何の基準等に位置づけられているか、下記のマークで示しています。

※今後、見直しが予定されているものも含まれます。

[ルールの位置づけ]

規則：自然公園法施行規則

特例：阿寒摩周国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

管理：阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書

(1) 共通事項

川湯温泉の自然環境や泉質の特徴に十分配慮して計画しましょう。

周囲の自然環境と地域の賑わいが調和するよう心掛けましょう。 **管理**

川湯温泉は全国屈指の強酸性の泉質で、浸すと金属が腐食するほどです。そのため、湯けむりに包まれた温泉街では、外装材や機械・設備等の劣化が進みやすい環境にあります。

こうした川湯温泉の強酸性の泉源の影響を念頭に、建築物や工作物の新築・改築、屋外広告物や照明器具等の設置にあたっては、腐食や劣化、金属疲労への耐性のある材料を使用しましょう。また、部材の腐食、劣化が進行した場合には、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理に努めましょう。 **管理**

【劣化した部材の例】



Ph 約 1.7 の強酸性の川湯温泉は、
五寸釘をも一週間ほどで溶かしてしまいます

出典：一般社団法人 摩周湖観光協会 HP



川湯温泉の湯けむりで劣化した屋外設備

(2) 建築物・外構等

高さ

国立公園の温泉街らしく、自然との一体感をつくり出すため、建築物の高さは低く抑えましょう。

川湯温泉街やその周辺に自生している樹木とのバランスに配慮し、自然環境に溶け込んだ森の温泉街となるよう、建築物の高さ*は13m以下とします。規則

北海道道52号沿いは、川湯温泉の主要なアクセス道路です。通りの圧迫感を和らげるため、道路敷地境界から6mまでは10m以下かつ2階建てまでとします。特例

(敷地間口幅に応じた距離のセットバック*も行います→下記「セットバック」参照)

温泉川沿いは、そぞろ歩きしたくなるゆとりある空間にするため、河川敷地境界から6mまでは高さ4.5m以下かつ平屋のみとします。特例

(温泉川沿いの建築物のデザインや用途も工夫しましょう→p17「建築意匠」「用途」参照)

セットバック (壁面後退)

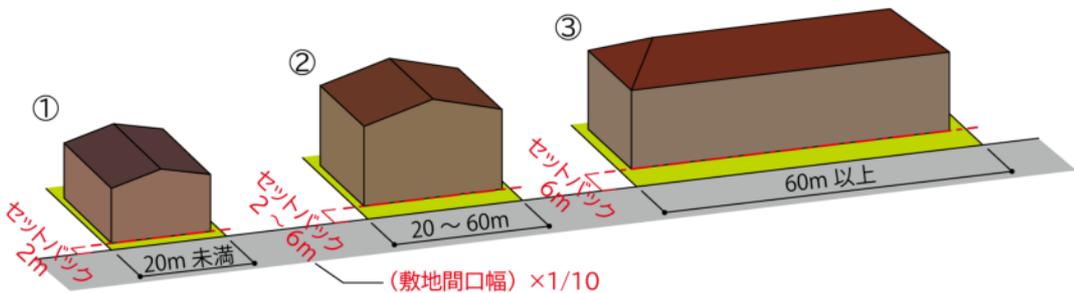
自然と賑わいが一体となった街並みを目指して敷地内の緑化を進めるため、建築物や工作物は道路から後退して建てましょう。

道道及び町道沿いは、建築物(地上部分の水平投影外周線*)等を敷地*の間口幅に応じた距離(右表)を道路敷地境界から後退します。特例

【道路沿いのセットバック距離】

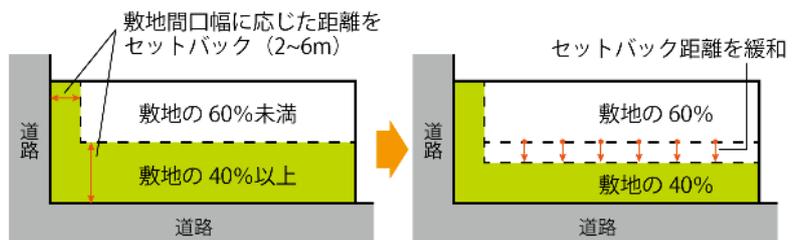
敷地間口幅*	セットバック距離
①20m未満	2m
②20m以上 60m未満	(敷地間口幅)×1/10
③60m以上	6m

壁面線を揃えた街並みではなく、あえて凸凹にして前面を緑化することで、街並みの表情をつくり出します。



[角地等の狭小敷地の場合の特例措置]

セットバックにより建築等ができない面積が敷地全体の40%以上になる場合は、セットバック部分*の面積が敷地全体の40% (建ぺい率*最大60%) まで、セットバック距離*を緩和できます。特例



修景緑化

森の温泉街を目指し、敷地内に現地産樹木を植えて、明るい林に包まれた街並みをつくりましょう。

敷地内の空地や道路に面した空間は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化しましょう。その維持管理にも努めましょう。 **管理**

特にセットバック部分* (p10 参照) は、次の表に掲げる通り、セットバック部分全体の面積に応じた本数の現地産樹木と同種の高木*及び小高木*を植樹し、地面は、セットバック部分の面積の少なくとも50%について、低木*又は国産芝等の地被植栽*を行います。 **管理**

植栽する樹種は、p14の推奨樹種を参考に選定しましょう。 **管理**

【植栽密度の要件】

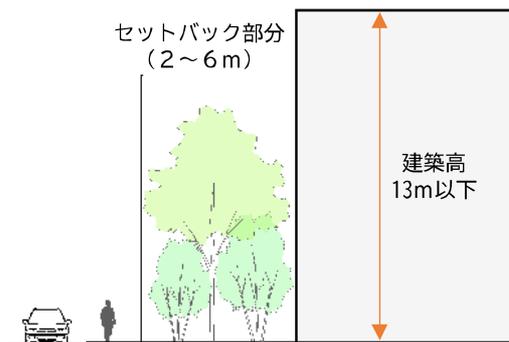
植栽樹種	植栽密度
高木 (植栽時樹高5m程度、将来10m以上のもの)	30㎡につき1本
小高木 (植栽時樹高2～3m程度、将来4～5m程度のもの)	15㎡につき1本
低木又は地被植栽	セットバック部分の面積の50%以上の全面

※セットバック部分の面積に応じて、高木・小高木の両方を植樹します。

※できるだけ列植*を避け、不規則な平面配植とすることで厚みを出し、林のような景観を目指します。

※上記を超える本数を植樹することも可能ですが、成長後に樹冠*同士が重なりすぎず、木漏れ日が差すような明るい樹林となるよう配慮しましょう。

【断面図】



【緑化のイメージ】



【緑化の例】



公共空間に面した敷地内に植樹



道路沿いに高木を植樹



道路沿いに小高木や低木を植樹

【参考：道路沿いのセットバック距離と植栽本数の目安】

敷地間口幅 (a)	セットバック距離* (b)	セットバック部分の 参考面積** (c=a×b)	植栽本数	
			高木 (c/30)	小高木 (c/15)
① 20m未満	2 m	40 m ² 未満	0～1本	0～2本
② 20m以上 60m未満	(敷地間口幅(a)) × 1/10	40 m ² 以上 360 m ² 未満	1～11本	2～23本
③ 60m以上	6 m	360 m ² 以上	12本以上	24本以上

※セットバック部分の参考面積は整形地の場合です。敷地形状によって異なりますので、実際の面積に応じた本数を植樹してください。

【参考：敷地間口幅別の植栽本数の計算例】

①20m未満

[敷地間口 10mの場合の計算例]

- ・セットバック距離：2 m
- ・セットバック部分の面積：20 m²
- ⇒高木 0本 (20 m²÷30 m²=0.67)
- 小高木 1本 (20 m²÷15 m²=1.33)

②20m以上 60m未満

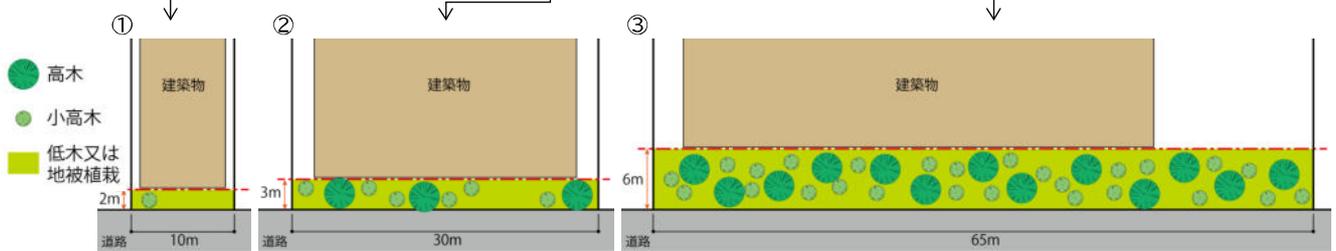
[敷地間口 30mの場合の計算例]

- ・セットバック距離：30×1/10=3 m
- ・セットバック部分の面積：90 m²
- ⇒高木 3本 (90 m²÷30 m²=3.0)
- 小高木 6本 (90 m²÷15 m²=6.0)

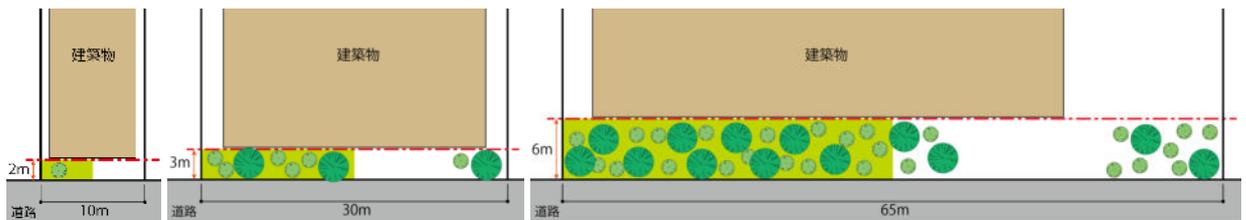
③60m以上

[敷地間口 65mの場合の計算例]

- ・セットバック距離：6 m
- ・セットバック部分の面積：390 m²
- ⇒高木 13本 (390 m²÷30 m²=13.0)
- 小高木 26本 (390 m²÷15 m²=26.0)



※低木又は地被植栽による緑化をセットバック部分の一部（50%以上）とする場合も、高木・小高木の植栽本数はセットバック部分全体の面積で計算するので、本数は同じです。



(敷地間口幅 7.5m未満などセットバック部分の面積が15 m²未満であれば、小高木は0本になります)

❗ 高木や小高木は、低木や地被植栽で全面緑化した部分以外に植樹しても構いません。樹木が密になり過ぎない程度に、バランスよく植樹しましょう。

【推奨樹種】

地域の在来種から樹種を選定し、広葉樹の明るい林をつくりましょう。

街の賑わいづくりやそぞろ歩きのための楽しみのため、小高木は、花、実、紅葉などアクセントとなる鑑賞時期のあるものがおすすめです。

No.	樹種	落葉/常緑	広葉樹/針葉樹	流通性	科	鑑賞時期 () 内の数字は日	アイヌ語名	備考
高木 (樹高5m以上かつ将来10m以上になるもの)								
1	シラカンバ (シラカバ)	落葉	広葉樹	○	カバノキ科	黄葉(10)	レタツタニ	
2	ダケカンバ	落葉	広葉樹	△	カバノキ科	黄葉(10)	カムイタニ	
3	ウダイカンバ	落葉	広葉樹	△	カバノキ科	黄葉(10)	シタニ	
4	ハンノキ	落葉	広葉樹	○	カバノキ科		ニタツケネ	
5	ミズナラ	落葉	広葉樹	○	ブナ科	紅葉(9-10)	ペロニ	
6	エゾヤマザクラ (オヤマザクラ)	落葉	広葉樹	○	バラ科	花:淡紅-白(5)	カリンパニ	
7	ナナカマド	落葉	広葉樹	-	バラ科	花:白(6),実:赤(9-10)	イワキキンニ	
8	ハルニレ	落葉	広葉樹	○	ニレ科	黄葉(10)	チキサニ	
9	ヤチダモ	落葉	広葉樹	○	モクセイ科	花:白(6)	ピンニ	地下水位が高い場所に適する
10	アオダモ	落葉	広葉樹	○	モクセイ科	花:白(6)	イワニ	
11	ヤマモミジ	落葉	広葉樹	○	カエデ科	紅葉(秋)	イワトベニ	
12	ハウチワカエデ	落葉	広葉樹	-	カエデ科	紅葉(秋)	レタツトベニ	
13	イタヤカエデ	落葉	広葉樹	-	カエデ科	黄葉(秋)	トベニ	成長が早く、大きくなる
小高木 (樹高2~4m程度のもの)								
14	マユミ	落葉	広葉樹	△	ニシキギ科	実:紅(9-10)	カスプニ	
15	ガマズミ	落葉	広葉樹	△	スイカズラ科	花:白(5-6),実:赤(8-9)	-	
16	ズミ	落葉	広葉樹	△	バラ科	花:白(5-6),実:濃紅(9-10)	-	
17	エゾノコリンゴ	落葉	広葉樹	○	バラ科	花:淡紅-白(5-6),実:濃紅(9-10)	セタンニ	
低木地被植栽 (グランドカバー)								
18	エゾムラサキツツジ	落葉(半常緑)	広葉樹	△	ツツジ科	花:紅紫(4-5)	ハシボケウスツ	
19	イソツツジ	常緑	広葉樹	△	ツツジ科	花:白(6-7)	アシボ、トママシ	
20	ハクサンシャクナゲ	常緑	広葉樹	○	ツツジ科	花:淡紅-白(6-7)	リヤハムシ	
21	ニシキギ	落葉	広葉樹	○	ニシキギ科	紅葉(10-11)	ラプニ	秋の紅葉が美しい
22	フッキソウ	常緑	広葉樹	○	ツゲ科	葉(通年)	ユクトパキナ	草本状の常緑小低木
23	シバ類	-	-	○	イネ科		-	
24	ササ類	常緑	-	△	イネ科	葉(通年)	-	クマイザサ、ミヤコザサなど

【高木】



【小高木】



【低木地被植栽】

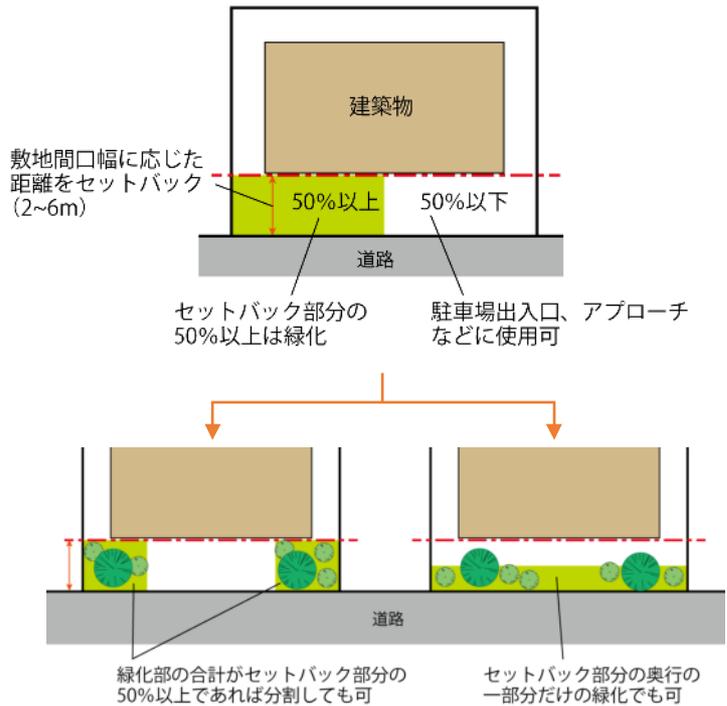


写真提供：地方独立行政法人 北海道立総合研究機構、一般社団法人北海道造園緑化建設業協会

セットバック部分については、各項目で示されたセットバック部分への設置が認められない工作物等のほか、景観を阻害するものの設置は避けましょう。**管理**

出入口をはじめ、街の賑わいやおもてなしにつながる用途に使用する場合は、緑化しない部分(面積の50%以下)を設けることができます。**管理**

その際に緑化部をどこに配置するかについては、特にルールはありませんが、自然への調和と温泉街の賑わいをうまく両立させた景観づくりを工夫しましょう。



【道路沿いのセットバック部分の使用の可否】

使用可		使用不可
セットバック部分の面積の50%以上(必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽(詳細はp12「修景緑化」参照) 管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に該当するもの(建物の屋根・庇*、車庫・カーポート・倉庫、建築設備等を含む) 管理 ※建物の地上部分の水平投影外周線がセットバック部分にかからないようにすること ・工作物、垣柵・塀等 管理 ・駐車場(接道延長2.5m以下の自家用は除く) 管理 ・自動販売機(p23の基準に適合したものは、セットバック部分より内側には設置可) ・その他、景観を阻害するもの
セットバック部分の面積の50%以下まで可	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場出入口(接道延長*6m以下) 管理 ・接道延長2.5m以下の自家用駐車場 管理 ・建物のアプローチ*、テラス* ・プランター、鉢植え等 ・ベンチ、テーブル、陳列台等(移動可能なもの) ・テント、オーニング*(日よけ)等(建築物*に該当しないものに限る) ・屋外広告物(p24~28の基準に適合したのものに限る) ・その他、街の賑わいやおもてなしに供するもの 	

【セットバック部分の使用例】



駐車場出入口



木製デッキやベンチ



オープンカフェのテーブル

建築面積

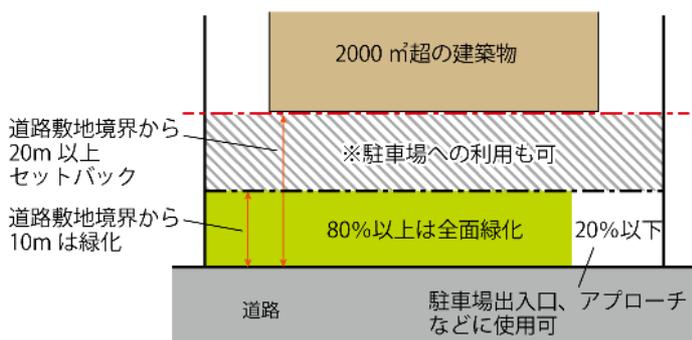
大きな建物が、森の温泉街の景観に圧迫感を与えないよう、街並みになじむ規模の建物にしましょう。

建築面積*は 2,000 m²以下とします。規則

[広大な敷地の場合の特例措置]

広大な敷地でも、建築面積 2,000 m²までの建物しか建てられないとすると、事業者が参入しにくく、土地が有効活用されないままとなる可能性があります。そのため、宿舎等の公園事業として認可される建築行為においては、建物を道路敷地境界から 20m 以上セットバックし、道路敷地境界から 10m 以上を緑化する場合、2,000 m²を超える建物を建てられることとします。緑化は、道路敷地境界から 10m の部分について、p12 の植栽密度の要件に基づいて植栽します（ただし、低木又は地被植栽の面積は 50% 以上ではなく 80% 以上とします）。

なお、敷地が 3 線以上の道路に接する場合は、沿道景観の保護の優先度が高い 2 線（優先道路は環境省阿寒摩周国立公園管理事務所にお問合せください）についてセットバック及び緑化の要件を適用し、その他の道路については、p10 の敷地間口幅に応じた距離のセットバック距離を適用します（ただし、低木又は地被植栽の面積は 50% 以上ではなく 80% 以上とします）。管理



道路沿いに明るい林をつくることで、建物を見えにくくし、大きな建物による圧迫感を軽減します

※敷地面積、建ぺい率*、容積率*については、当地区においては国立公園としての基準はありませんが、建築基準法など関連する法令を遵守した上で、自然環境や周辺の街並みとの調和に配慮した規模で、土地利用を行いましょう。

土地勾配

安全面に配慮し、傾斜地に建物を建てるのは避けましょう。

建物を建てる土地の勾配*は 30%以下とします。規則

建築意匠（デザイン）

街のシンボルである温泉川に人を呼び込めるよう、温泉川に開かれた街並みをつくしましょう。

温泉川沿いの建築物は、川側に建物の背面を向けず、川に対して視覚的・機能的に開放した意匠（デザイン）としましょう。**管理**

【温泉川沿いの建築意匠の例】



川に面して店舗入り口を設けます



川に面して広く開口部を設け、川の眺めや湯けむりを五感で楽しむようにします



建物から川に面してテラスを設け、川側に出られるようにしたり、歩く人を呼び込んだりします

用途

温泉川沿いは、そぞろ歩きをしながら楽しめる空間にするため、建物の用途や土地利用を工夫しましょう。

温泉川が、地域住民のくつろぎの場として、また観光客等がそぞろ歩きを楽しめる散策スポットとして機能するよう、温泉川沿いの建築物の1階は、商業施設など賑わいにつながる用途への活用に努めましょう。**管理**

【賑わいにつながる用途の例】

カフェ、レストラン、バー、土産物店、ベーカリー、宿泊施設の宿泊客以外も利用できるラウンジなど



川への眺めを楽しめるカフェ



テイクアウトを楽しめる物販店

屋根のデザイン

建物の屋根は、背景となる山々の景観と調和するよう、勾配のある屋根としましょう。

切妻*、寄棟*、方形*、差しかけ*、ギャンブレル形式*等の2方向以上に勾配のある屋根形状とします。ただし、傾斜パラペット*（飾屋根）が道路や河川等の公共空間*から見える面に設置された陸屋根*及び片流れ屋根*で、屋根があるように見えるデザインの場合は可能です。

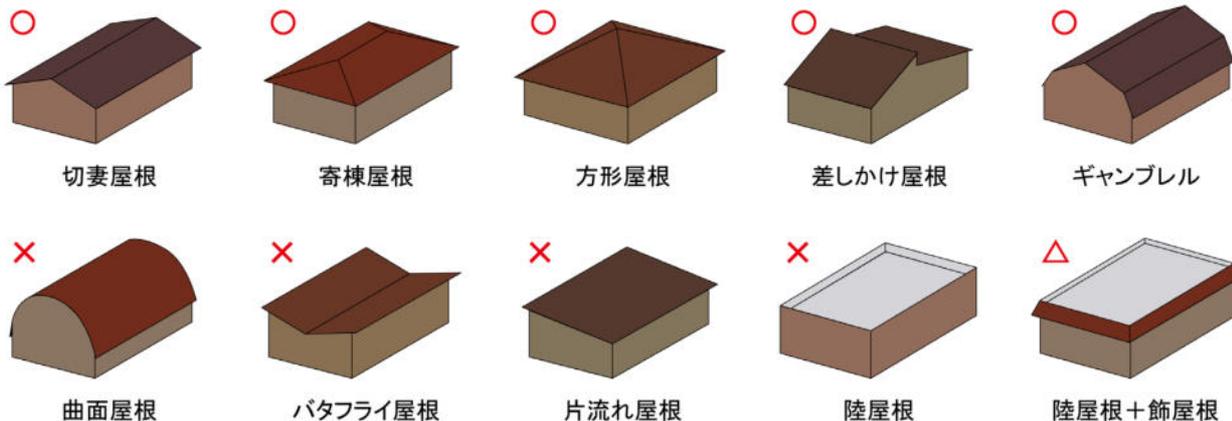
管理

ドーム型屋根等の曲面屋根*、バタフライ屋根*等の屋根の先端から中央に向かって低くなる屋根形状にはできません。管理

※既存建築物の増改築で、次の場合は対象外です。

- ・上記の勾配屋根とすることが困難と認められる場合
- ・公共空間から見えない場所に位置する場合
- ・建築面積 10 m²以下程度の小規模な建築物もしくは農林業のための建築物の場合

【屋根形状のイメージ図】



屋根・外壁色彩

森の温泉街として、自然と調和し、落ち着きと統一感のある街並みにするため、茶色系にしましょう。

屋根（飾屋根、庇、オーニング（日よけ）を含む）は、焦げ茶色、赤錆色（色彩の範囲は次頁参照）又は自然材料の素地色とします。管理

外壁は、茶色系、ベージュ色系（色彩の範囲は次頁参照）又は自然材料*の素地色を基調とします。管理

※外壁に複数の色彩を使用する場合、基調色（最も大きな面積を占める色）以外も、色彩の範囲内の色を基本として、周囲の建築物との調和や配色バランスに配慮して選定しましょう。

使用する素材は、光沢が無いもの又は少ないものとしましょう。管理

【色彩の範囲 (マンセル値)】

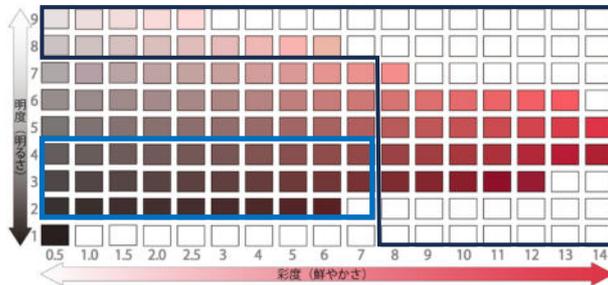
	色名	色相*	明度*	彩度*
屋根	焦げ茶色	Y R (黄赤系)	2以上4以下	7以下
	赤錆色	R (赤系)		
外壁 (自動販売機・垣柵・塀等も同じ)	茶色系	Y R (黄赤系)	2以上7以下	4以下
	ベージュ系	Y (黄系)		

※弟子屈町景観計画で、けばけばしい色彩は用いないと規定されているため、その範囲を除いて設定しています。

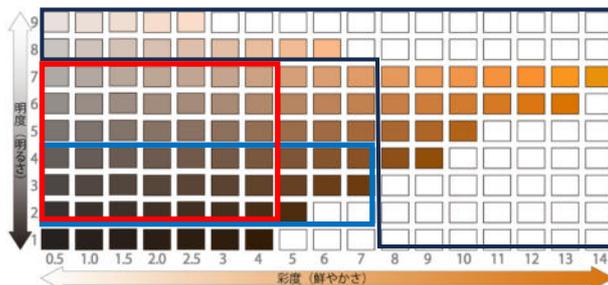
【参考：代表的な色相での範囲】

※印刷環境によって異なって見えますので、実際の色は色票などでご確認ください。

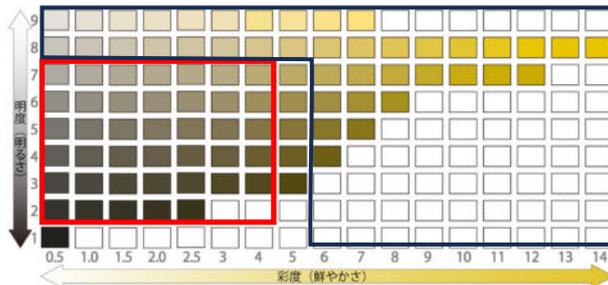
5R(赤系)



5YR(黄赤系)



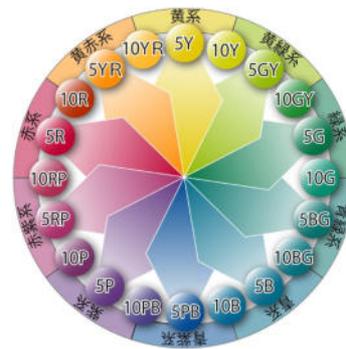
5Y(黄系)



※マンセル値とは、色彩を「色相(色み)」「明度(明るさ)」「彩度(鮮やかさ)」の3つの属性で表します。

〈マンセル値の表し方〉

9R 3.5/8.5
色相 明度 彩度



マンセル色相環



- 弟子屈町景観計画の使用禁止色
- 屋根に使える色彩の範囲
- 外壁に使える色彩の範囲

【参考：推奨色】

※推奨色に限定するものではありませんが、素材による見え方の違いや配色バランス、周辺景観との調和に配慮して選定してください。

屋根	5R3/2	10R3/6	2.5YR3/4	5YR3/2
外壁	5YR5/3	10YR5/2	2.5Y5/3	5Y5/2

【茶色系の屋根や外壁の例】



茶色系の屋根や外壁とすることで、周囲の木々と調和した景観となっています

【改修例】



改修前



改修後

外壁の色彩を茶色系に変えることで、森に溶け込んだ落ち着いた印象になります

付帯施設

メインの建物以外の建築物等も、一体的なデザインとしましょう。

車庫や倉庫等の小規模な付帯施設は、極力主たる建築物に包含し、別棟とはしないようにしましょう。やむを得ず別棟とする場合は、建築物の各基準に適合し、かつ、主たる建築物とデザイン、色彩、材料の調和がとれたものにしましょう。管理

【デザインの調和に配慮した付帯施設の例】



主屋に駐車場を組み込んだビルトイン型の車庫



主屋1階の外壁と色彩を合わせた倉庫



主屋と同様に木材の外壁で一体的なデザインとしたトイレ棟

駐車場 ※個人宅・店舗・宿泊施設等の駐車場、建物のない単独の駐車場もすべて対象です。

自然環境への調和に配慮し、公共空間から人工的な物が見えにくいよう、駐車場は最小限とし、植栽で目隠しをしましょう。

温泉情緒あふれる景観形成のため、駐車場や取付道路は、公共空間から見えにくい位置に配置するよう工夫しましょう。**管理**

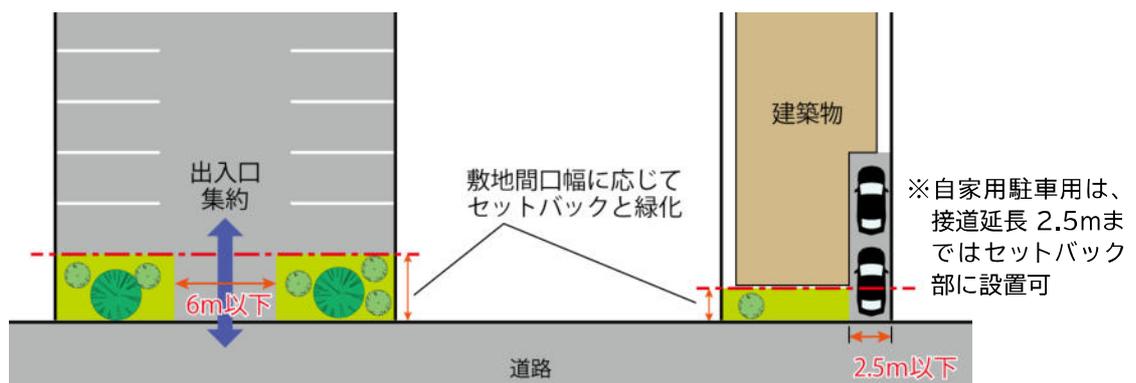
建築物に付帯する駐車場は、支障のない範囲で、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模とします。**管理**

セットバック部分 (p10 参照) には駐車場を設置できません。ただし、接道延長*2.5m以下の自家用駐車場は除きます。**管理**

駐車場を単独で設ける場合も、敷地間口幅に応じた距離 (p10 参照) を道路敷地境界からセットバックします。セットバック部分は p12 「修景緑化」の規定に基づき緑化します。**管理**

※敷地の総面積に対するセットバック部分の面積の割合が 40%を超える場合は、この割合が 40%を下回らない範囲でセットバック距離を緩和できます。

出入口はできる限り集約し、同一敷地内における接道延長の合計は6m以下とします。**管理**



【駐車場の例】



駐車場を板塀で囲み
道路から見えにくいよう工夫



駐車場の出入口を集約し、出入口
以外のセットバック部分は緑化

垣柵・塀等

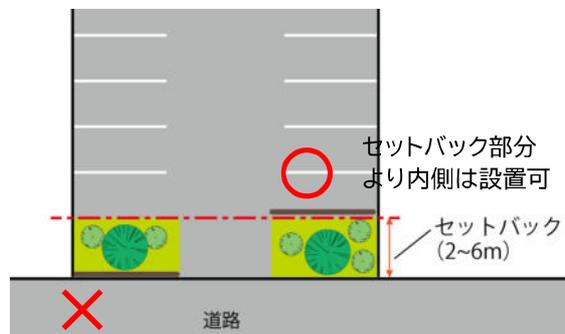
自然に調和したものとし、圧迫感のある沿道景観にならないよう道路沿いに設置するのは避けましょう。

セットバック部分には設置できません。管理

セットバック部分以外(セットバック部分より敷地内側など)に設置する場合は、原則として生垣、木柵又は板塀とし、ブロック塀、コンクリート塀、フェンスは設置しません。管理

※ただし、公益上の必要がある場合等のやむを得ない場合は、茶色系又はベージュ色系（色彩の範囲は p19 参照）のものに限り設置可能です。管理

(例、セットバック部分で危険を回避するため必要な場合、強度のある構造や素材で設ける必要がある場合 など)



生垣



木柵



板塀



ブロック塀



フェンス



安全上設置する場合は茶色系のフェンスは可

引湯管

川湯温泉最大の特徴である温泉川を活かすため、引湯管が景観を阻害しないよう整理しましょう。

既存配管を整理統合し、地下埋設しましょう。管理

自動販売機

自然環境や温泉情緒に配慮して、自動販売機は乱立させず、設置する場合も景観に配慮したものにしましょう。

セットバック部分には設置できません。管理

セットバック部分以外（セットバック部分より敷地内側など）に設置する場合は、板張り等の自然材料により外側を囲む、茶色系もしくはベージュ色系（色彩の範囲はp19参照）で塗装するなどして、景観への影響の軽減を図ります。また、照度の抑制や人感センサ、タイマー制御により照明装置の明るさや時間は必要最小限とし、自然環境への配慮や省エネルギーに努めます。管理

【自動販売機の例】



木材で囲み、街並みへの調和に配慮した例



木材風のシートを張り付けた例



深夜の明るすぎる自動販売機は光害にもなります

屋外設備等

景観を阻害するものは、見えにくいよう配慮しましょう。

オイルタンクや室外機等の屋外設備は、公共空間から見えにくい位置に設置する、または目隠しをするなどの工夫をします。管理

【目隠しの例】



道路から見えにくい場所にまとめて、囲いをつけた例



木製の目隠しで囲った例



茶色系に塗装し、景観への影響を軽減した例

(3) 屋外広告物

共通ルール ※公共空間から見える範囲に設置するものが対象です。

自然環境への調和と賑わいの両立に配慮し、控えめで、落ち着きのある看板・サインにしましょう。

[デザイン・色彩・材料]

色彩及び形態がその周辺の景観と著しく不調和なものは設置できません。 **規則**

背景色*は茶色系(Y R系の色相で、明度2以上7以下かつ彩度4以下、5 Y R 3/2を推奨)、無彩色(明度2以上9以下)又は自然材料の素地色とします。 **管理**

文字やロゴマーク、線等の表現において背景色以外の色彩を使用する場合は、茶色系、無彩色又は自然材料の素地色を基本とし、それ以外の色彩を使用する場合は2種類以下とします。ただし、絵図面等の場合は、必要に応じて3種類以上の色の使用が可能です。いずれも彩度は7以下とします。 **管理**

のぼり旗*は設置できません。 **管理**

木材や石材などの自然材料の使用に努めましょう。自然材料に塗装を施す場合は、素地色に近い色彩としましょう。 **管理**

使用する素材は光沢が無いもの又は少ないものとしましょう。 **管理**

【色彩の範囲 (マンセル値)】 ※マンセル値の表し方についてはp19 参照

	色名	色相	明度	彩度
背景色	茶色系	Y R (黄赤系)	2以上7以下	4以下
	無彩色	N	2以上9以下	—
	自然材料の素地色	—	—	—
文字、 ロゴマーク、 線等	基本色	茶色系	Y R (黄赤系)	2以上7以下
		無彩色	N	制限なし
		自然材料の素地色	—	—
	その他	上記以外の色彩 (2種類まで可)	すべての色相	制限なし

【屋外広告物のデザイン・色彩・材料の例】



茶色系と石材の看板



無彩色の看板



木材の看板



絵図面の看板

【色彩のイメージ】 ※印刷環境によって異なって見えますので、実際の色は色票などでご確認ください。

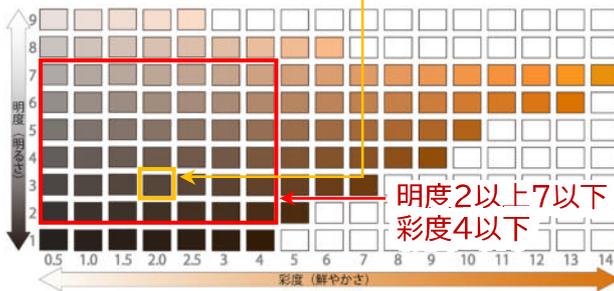
背景色

・茶色系



推奨色: 5YR3/2

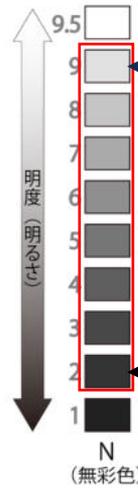
YR(黄赤系)



明度2以上7以下
彩度4以下

・無彩色

※無彩色とは、白・グレー・黒のことです。ただし、真っ白や真っ黒は、きつい印象になるので、背景色には使用しません。



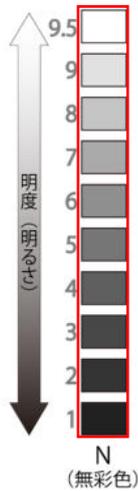
明度2以上9以下



文字・ロゴマーク・線等の色

【基本色】

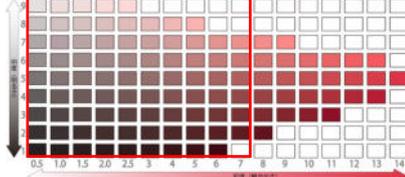
- ・茶色系の範囲は背景色と同じ
- ・無彩色は明度の制限なし



【その他】 ※2種類まで可

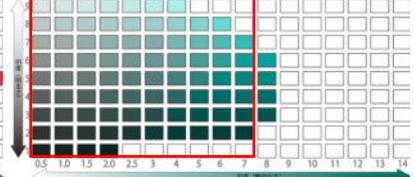
R(赤系)

彩度7以下

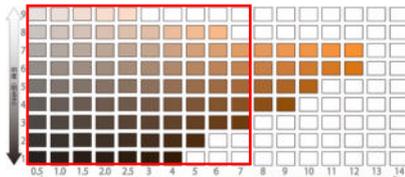


BG(青緑系)

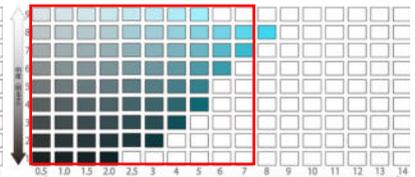
彩度7以下



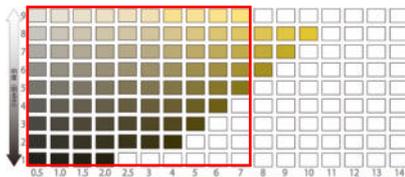
YR(黄赤系)



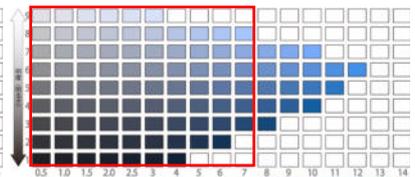
B(青系)



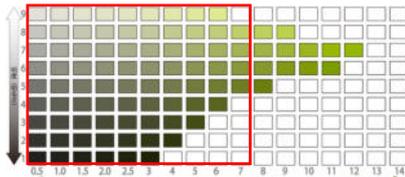
Y(黄系)



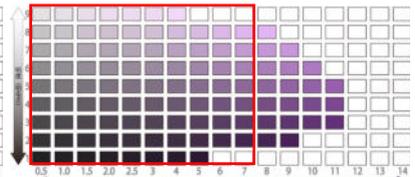
PB(青紫系)



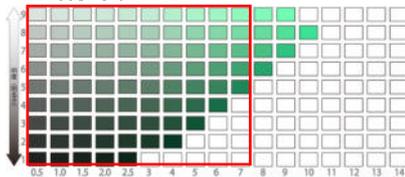
GY(黄緑系)



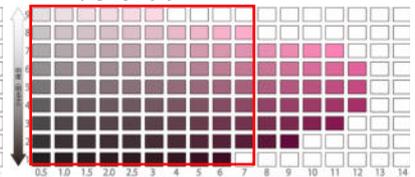
P(紫系)



G(緑系)



RP(赤紫系)



[照明装置]

照明の範囲、期間や時間は必要最小限にします。規則

動光や点滅を伴うものは設置できません。規則

色は、電球色（色温度 3000 K以下）の温かい光とします。管理

照明の当て方は、内照式*は広告全体が光り眩しすぎる傾向があるため、外照式*（外側から照明を当てる方式）で、かつ、下方配光*（上空に光が漏れないよう、下向きに光を当てる）にします。ただし、提灯や行灯等の和風のものや切り文字型の内照式照明装置は、控えめな明るさで情緒があるため、設置可能です。管理

国立公園の温泉街にふさわしくないため、ネオン、電光掲示板、デジタルサイネージ*などの発光するものは設置できません。管理

【屋外広告物の照明装置の例】



電球色の外照式照明



白色の照明



内照式照明



上方配光



提灯



行灯



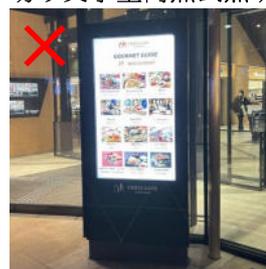
切り文字型内照式照明



ネオンサイン



電光掲示板



デジタルサイネージ

[その他]

地域の催事等*、限られた期間にのみ設置されるもので、景観に支障がないものは、対象外です。管理

設置した広告物等が汚損や破損した場合又は必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行いましょ。管理

同一地点に複数の広告物を設置する場合には、雑然としないよう、統合を図りましょ。管理



複数の案内サインを統合した例

種別のルール

【自家用広告物】 ※店舗等の敷地内に設置するもの（名称、営業内容、メニュー、敷地内の案内誘導等、すべての表記内容を含みます）

景観を阻害しないよう、大きさや設置数は必要最小限にしましょう。

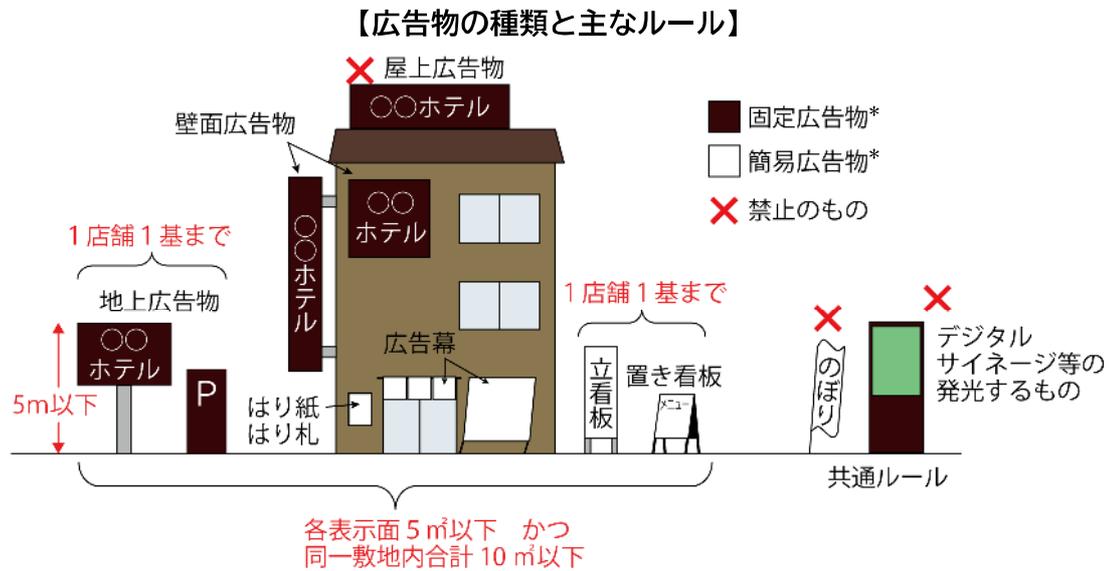
表示面の面積は5㎡以下で、かつ同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計は10㎡まで設置可能です。**規則**

高さは5m以下（工作物に掲出又は表示する場合には当該工作物の高さ以下）とします。**規則**

屋上広告物*は設置できません。**管理**

地上広告物*は1店舗1基までとします。ただし、公園事業は、必要最低限と認められる数の設置が可能です（敷地が広い場合など）。**管理**

立て看板*や置き看板*は、合わせて1店舗1基までとします。ただし、公園事業は、必要最低限と認められる数の設置が可能です（敷地が広い場合など）。**管理**



シンプルな木製看板



切り文字の看板



木製の置き看板



白色の暖簾



複数の看板を出す場合は合計が10㎡を超えないよう注意



置き看板を多数設置

[誘導看板] ※店舗等の敷地外に設置し、店舗等の場所へ誘導するもの

公的な施設への誘導を除き、基本的には設置しません。

公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められるもののみ設置可能です。**特例**

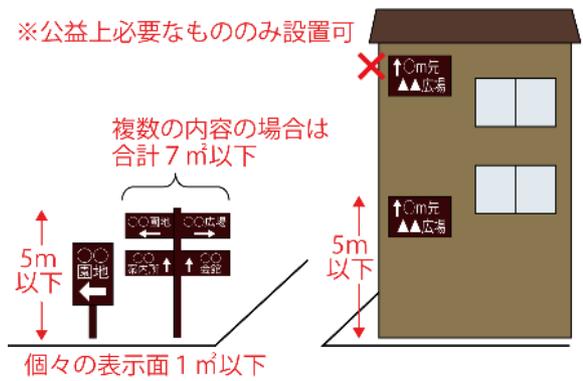
※民間の店舗等が敷地外に誘導看板を個別に設置することは認められません。

個々の表示面の面積は1㎡以下とします。**規則**

複数の内容を表示する広告物等は、表示面の面積の合計は7㎡以下とします。**特例**

広告物等を設置する場合は高さ5m以下とします。広告物等を掲出又は表示する場合は、表示面の高さは5m以下とします。**規則**

地域の催事等、限られた期間にのみ設置されるもので、景観に支障のないものは設置可能です。**管理**



[指導標・案内板] ※地理や自然の案内・解説、歴史や文学の紹介など

統一のルールに基づき設置しましょう。

表示面の面積は3.5㎡以下（複数の内容を表示する広告物等は7㎡以下）とします。**特例**

広告物等を設置する場合は高さ5m以下とします。広告物等を掲出又は表示する場合は、表示面の高さは5m以下とします。**規則**

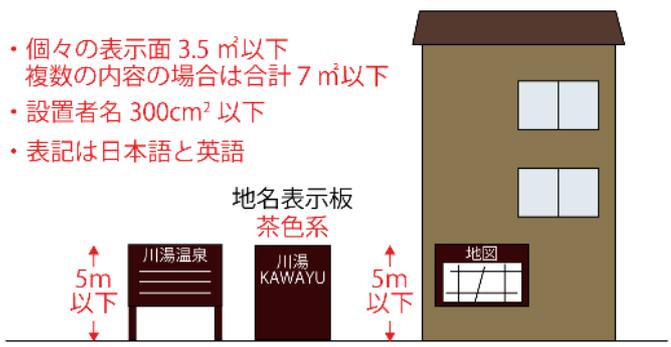
設置者名の表示面積は300cm²以下とします。**規則**

地名表示板の色彩は、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として茶色系とします。**管理**

必要最小限と認められるもののみ、設置可能です。**管理**

多言語表記に努めましょう。**管理**

ただし、多数の言語を表記すると見にくいため、日本語と英語表記を基本とします。



(4) 夜間景観

今日の観光都市においては、宿泊や飲食などにつながる夜間景観形成やナイトエコノミー*を喚起する夜間・早朝の観光施策が非常に重要となっています。特に、宿泊を目的とする温泉地では、そぞろ歩きにつながり回遊性を高める夜景の魅力づくりは必須です。

環境省では、屋外照明の適正化等により良好な光環境の形成を図り、動植物への影響と地球温暖化防止に資することを目的に、「光害対策ガイドライン」を1998年度に策定し、2021年に「光害対策ガイドライン（改訂版）」として取りまとめています。

雄大な国立公園の自然の中で営む川湯温泉では、上記のガイドラインに準拠するとともに、森を感じ星空を楽しめるオンリーワンの温泉地としての夜景をめざします。

【夜間景観のゾーニング】



※環境省「光害対策ガイドライン」では右記の類型を設定しており、川湯温泉街はE1またはE2に該当するエリアです。
ゾーニングの黄色のエリアはルール の範囲内で照明を活かし、それ以外のエリアはより自然との調和に配慮しましょう。

光環境類型

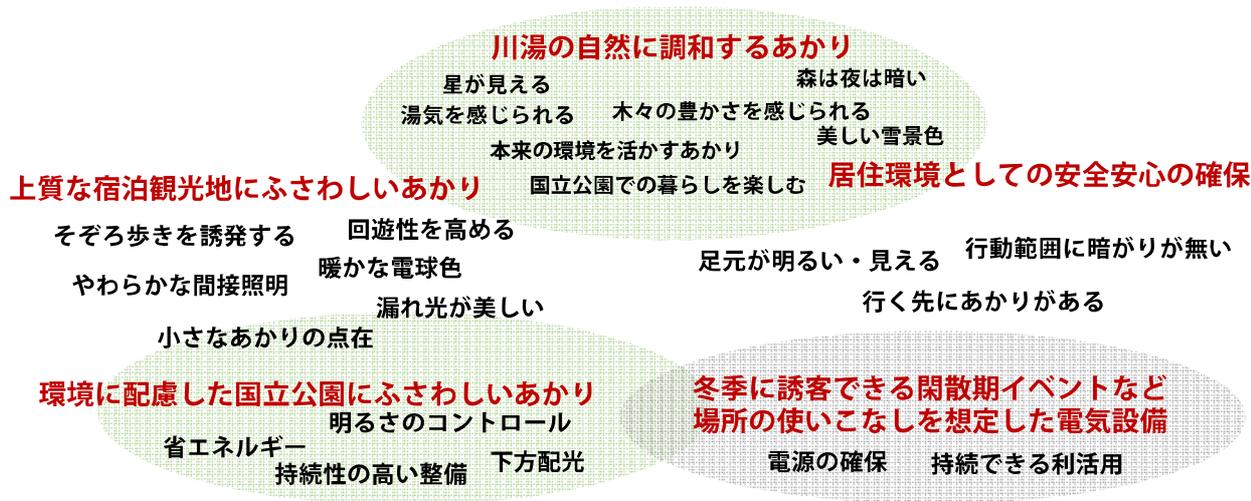
E1	自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が低く、本質的に暗く保つべき地域。
E2	村落部や郊外の住宅地等で、道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。
E3	都市部住宅地等で、道路照明灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域。
E4	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域。

コンセプト

環境省光害対策ガイドラインに準拠し、官民が一丸となって本コンセプトのもと、新たな川湯温泉を磨き上げます。

夜間景観づくりのコンセプト

源泉の湯けむりと大自然の四季の表情を楽しむ夜間景観



川湯温泉にしかないオンリーワンの夜景



照明計画の方向性

自然を引き立てる光の演出

- ・月明りや星空が活かされた照明計画
- ・光の密度/輝度/配光をデザインし自然の色味や形が映える演出をめざします

明るさ感のグラデーション

- ・にぎわいや営みのあるエリアの明るさ感は人工光の無い自然の森エリアにかけて徐々に少なくなるように計画します

基本とする照明手法

建物からの漏れ光や、輝度を抑えたあかりで構成される夜景

下方配光・空を照らさない照明

共通ルール

※道路照明、公共空間照明、民地の外構照明（公共空間から見える範囲に設置するもの）が対象です。

色は、電球色(色温度*3000K以下)の暖かい光とします。 **管理**

期間及び時間は必要最小限にします。 **管理**

動光や点滅を伴うものは設置できません。 **管理**

原則として下方配光*とします（上空に光が漏れないよう、下向きに光を当てる）。ただし、光束*500lm（12V35W ハロゲン電球*クラス LED*）以下の投光器が使用され、かつ、小規模な工作物や中低木等を照らす間接照明*や、覆いをつけるなどして上方への漏れ光やグレア*が抑制されている場合は、設置可能です。 **管理**

明るさ及び数量は必要最小限にします。 **管理**

低ポール灯・ブラケット*等の拡散光の照明器具については、グレアのない光束 200lm(白熱灯*20W相当 LED)以下の器具を使用しましょう。 **管理**

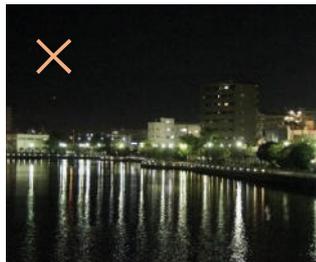
深夜は消灯や減灯するなど、可能な限り点灯時間を管理して、自然環境への配慮や省エネルギー化に努めましょう。 **管理**

川湯ならではの腐食や劣化、金属疲労に耐性のある器具を使用しましょう。 **管理**

※地域の催事等、限られた期間にのみ設置されるもので、景観に支障がない場合は、対象外です。

最適な色温度

色温度とは光の色味の度合いのことをいいます。色温度が高いと白く冷たい光の色になり、低いと黄色く暖かい光の色になります。



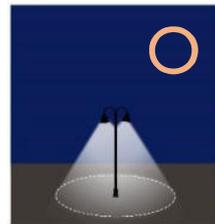
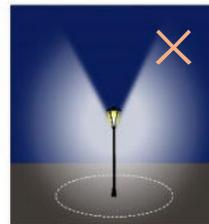
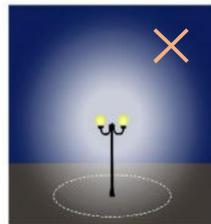
鉛直面*の輝度*を控えます

同じ光の量でも、床面にあてるより、壁面にあてるほうが明るく感じるので、川湯では鉛直面の輝度を抑え、森の中の温泉街をめざします。



照明の配光

グレアとは、目にまぶしさを感じる不快な状態をいいます。また、グレアがあると、それより強い光しか明るく感じなくなり、その他のものは暗く見えるようになります。



まぶしく、エネルギーロスが高い

歩行に必要な十分な明るさ

用途空間別のルール

共通ルールに加え、照明を設置する空間（p29 のゾーニング参照）に応じて、下記の事項に配慮しましょう。

①主要幹線道路	・交差点では照度*10lx を確保します。
②歩道を重視する道路	・グレアの無い下方配光（スポットライト*型含む）とします。
③河川（温泉川）	・湯の川を魅せる照明とします（全体ではなく、視点場を設定し適時）。 ・転落等に配慮した配光に努めます。
④広場等公共滞留空間（水辺空間含む）	・低位置の明るさ確保に留意し、安全安心な環境をめざします。 ・樹木などによる暗がりやを払しょくしたい場合は、下方配光もしくは光束 500lm（12V35W ハロゲン電球クラス LED）以下の投光器を使用します。
⑤駐車場（公共・民間）	・深夜は、消灯や減灯を実施します。
⑥利活用森林（キャンプ場含む）	・基本的に常設の照明は設置せず、電源設備のみとします。 ・歩行エリアに照明を設置する場合は、共通ルールに準拠します。
⑦a 民間施設（店舗等の賑わい施設）	・窓からの漏れ光に配慮します。 ・建物外部に照明を設置する場合はグレアのないものを選択し、数をできるだけ少なくします。 ・サインなどは屋外広告物のルールに準拠します。 ・樹木などによる暗がりやを払しょくしたい場合は、下方配光もしくは光束 500lm（12V35W ハロゲン電球クラス LED）以下の投光器を使用します。 ・建築物の壁面等に照明を当てる場合は、上空に光が漏れないよう、軒などによって遮光される場合のみ上方配光も可能とします。
⑦b 民間施設（住宅）	・来街者から見える漏れ光に注意し、室内灯も電球色（色温度 3000K 以下）を心がけます。

ルールに適合する照射方法

(1) 車道照明

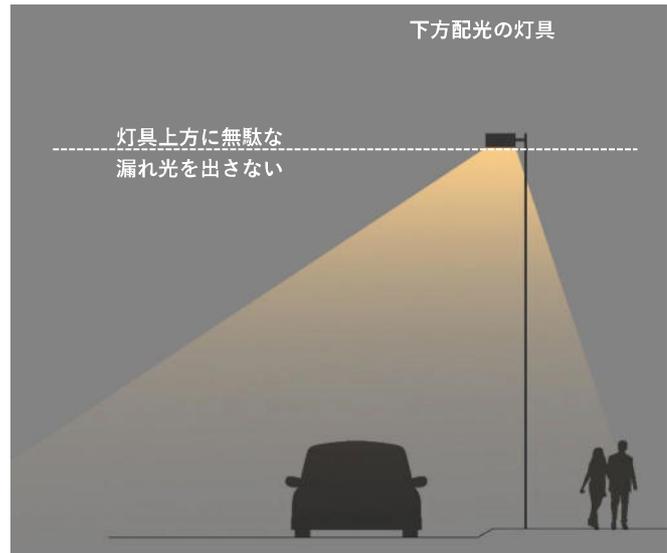
車道照明は、下方配光の電球色LEDとし、現状の器具が不適切な場合は遮光版などを利用して上方への配光を抑制します。

✕ 改善が必要な例



全方向に光が拡散する灯具は、当エリアには不適切です。グレア（不快なまぶしさ）を感じやすく、また効率よく路面を照らしません。

○ 良い例

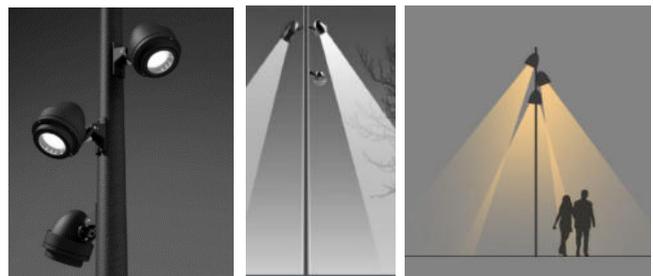


上方に無駄な光を抑制し路面を効率よく照らす灯具を採用することが望ましいです。色温度は電球色（3000K以下）とします。

◆ 下方配光・電球色の道路照明



・発光部が側面から見えないタイプが望ましいです。



・スポットライト型は多方向を照射できます。

◆ 既存防犯灯*が不適切な場合

側面への漏れ光を0%とする防犯灯も市販されています



※ダークスカイ認定品の防犯灯



図 23 井原市美星町の事例：屋外照明交換前（左）と交換後のイメージ（右）

©パナソニック株式会社

出典：光害対策ガイドライン（改訂版）

(2) 公園・広場・ボードウォーク・庭 等の照明

ポール照明*を用いる場合 (3m~5m)

降雪地の公共照明として最適なポール照明も、下方配光の電球色LEDとし、上方への拡散光を抑制したものを選択しましょう。

✗ 適さない

△ 注意が必要な例

○ 良い例

○ 良い例



- ・全方向に光が拡散する
灯具は上方に無駄な光が
発せられ不適格です。
- ・上方に無駄な光を拡散させない灯具、路面を効率よく照らす灯具を採用することが望ましいです。
・スポットライト型であれば、複数の路面を照射できます。

◆ 下方配光・電球色の歩道・広場照明 例



シンプルなポールで路面を照らすタイプ (3種)



スポットライトポール



低位置照明の場合

わずかな光量で足元に明るさを確保できるのが低位置照明です。グレアありません。

✗ 基本的に使用しない

○ 良い例

○ 良い例

○ 良い例



- ・拡散タイプの低ポール灯は最も一般的な低位置照明ですが、多すぎたり強すぎるとグレアになってしまいます。
間接型で500lm (白熱灯40W相当LED) 以下、発光部が見えるものは200lm (白熱灯20W相当LED) 以下を推奨します。
- ・下方配光タイプは路面の明るさを小さな光源でとれるので省エネルギーにもなります。
- ・植栽を照らすタイプも上方に光がでないので、植栽や路面の印象を高める効果があります。
- ・降雪時の状況を想定して使用しましょう。

◆低位置照明に使われる照明器具 例



拡散型

下方配光のものを
使用します



間接照明型

グレアが無く、路面
のみ明るくできます



露地行燈照明

発光部が大きいので
光源は200lm以下



ガーデン間接照明型

植栽を美しく照らしな
がら足元も照らせます



ソーラー足元灯

プロ仕様の専門メー
カー品を推奨します

ベンチや手すりなどによる明るさの確保

ベンチ・階段・手すりなどを利用し照明器具を魅せず明るさ感を確保する照明手法です。



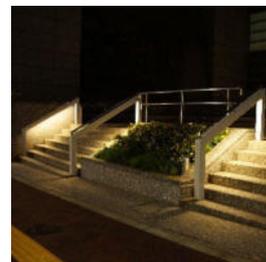
- ・歩行者がグレア（不快なまぶしさ）を感じずに足元の明るさを確保できる照明手法です。
- ・器具の発光部が確実に隠れていること、路面の映り込みに注意する必要があります。
- ・長さが長くなりすぎると都市的な印象になるので2m以内での使用を推奨します。



ベンチ下間接照明



ベンチアッパーライト*



手すり間接照明



植栽樹ベンチ間接照明

河川際の照明

温泉川の散策や湯気を眺めて楽しむためのあかりにも工夫しましょう。

ただし、温泉川は厳しい環境のため照明器具や配線部品の耐候性に特に注意する必要があります。



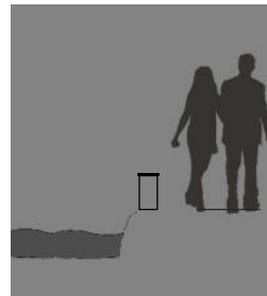
下方配光の器具で遊歩道の
明るさを確保



上部が遮光された照明器具



小型のスポットライトタイプな
ら河川内の様子も映し出します



水際のあかりは、水に映り
込む効果もあります

(3) 樹木の照明

樹木の演出をする場合

一般的には樹木のライトアップは鉛直面の明るさ感に寄与し推奨されますが、川湯温泉街では、樹木の演出も可能なかぎり下方配光で実施します。
(※ポールはなるべく木立の中で目立たないことが好ましい)

【高木】・・・大型の投光器で高木を下から上に向かって演出する手法は不適切とします

✕ 適さない



大型の投光器で下から上に向けたライトアップは行いません。

○ 良い例



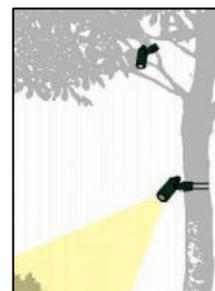
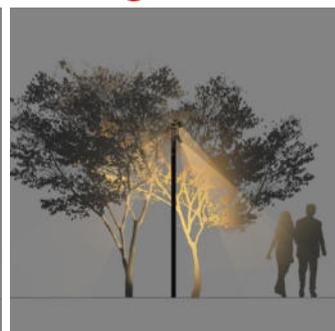
光束が500lm以下で広角の小型投光器によるアップライティングは可能とします。

○ 良い例



隣接するポール照明からの下向き投光による鉛直面の明るさ感の確保は可能とします。

○ 良い例

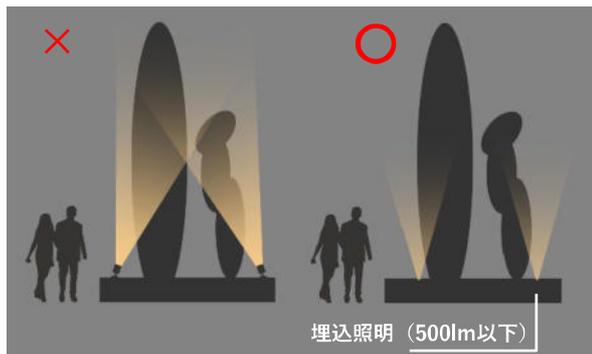


枝に取り付けられるような小型の投光器（光束200lm以下）は、日中に器具の存在を感じさせない効果もあり推奨します（配線の見え方に注意）。

【小高木】



景観形成上どうしても樹木の明るさが必要な場合は、光束が500lm以下で広角の小型投光器によるアップライティングは可能とします。その場合は、歩行者へのグレアに注意し、光が上空へ抜けないよう真下から真上に投光します。



彫刻やサインに関しても、上空へ強い光が漏れないよう注意します。



スポットライトポールによる投光



小型スポットライトによる投光



樹木の枝に設置したスポットライトによる投光



(4) 建築の照明

外部照明（間接照明・ブラケット・行灯等）

建築の外部に付帯する照明にも配慮が必要です。

基本的なルールは以下です。

- ①電球色（2000K～2700K） ※常設のカラーライティングは原則禁止
- ②外壁のライトアップは行わない。（ただし、軒などで上空に光が飛ばない場合は可能とする）
- ③間接照明は上方への漏れ光が無いものとする。（ただし、軒などで上空に光が飛ばない場合は可能とする）
- ④直付け灯（ブラケット）や置き照明（行灯やスタンドライト）は輝度に注意しグレアの無いものを使用する。
なるべく上部は遮光タイプとする（推奨200lm以下）。ただし、和紙提灯の発光は可能とする。
- ⑤壁面にスポットライトを使用する場合は、下方配光に調整する。
（ただし、軒などで上空に光が飛ばない場合は上方も可能とする）
- ⑥デジタルサイネージは屋外広告物とみなし、原則禁止とする（屋外広告物のルールに準拠）。
- ⑦建物からの大型投光器による下方への投光は、グレアの無いように注意する。

開口部からの漏れ光・店舗まわりのあかり

窓などの開口部からの漏れ光は非常に重要です。

外部から見える室内照明に関しても可能な限り電球色を推奨します。

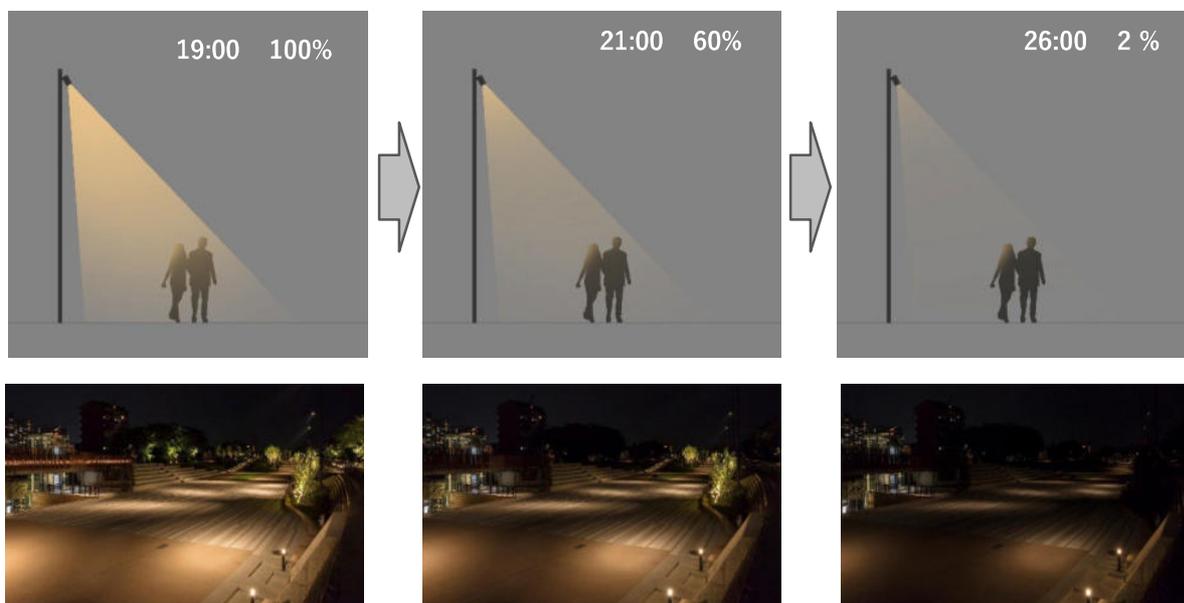


建物からの漏れ光が安全安心につながります。民間施設のあかりは「まちのあかり」です。

(5) 照明点灯の時間管理

調光制御について

LEDの普及により、今日では公共空間でもエリア全体での調光制御が可能です。エリアごと、街路ごとに深夜でも安全安心なあかるさを保ちつつ、大幅なエネルギー削減が可能です。



日没～21:00

必要なすべての照明が80%以上の明るさで点灯し、トータルで整ったエリア夜景となります。

21:00～24:00

演出に特化した照明などが消灯し、基本的な明るさを確保するあかりのみが60%程度で点灯します。

24:00～夜明け

常夜灯となる安全安心を確保するための基本の照明のみが点灯します。大きな省エネルギーが図れます。

照明制御の手法例

- ①タイマー制御・・・分電盤内にタイマーを設置し、通電時間をコントロールする方法。ON/OFF
- ②明るさセンサ・・・暗くなると点灯し、明るさが一定になると消灯するしくみ。①と組み合わせて使用します。ただし調光はできません（システムを組めば可能）。
- ③人感センサ・・・人が近づくと点灯し離れると消灯する、あるいは人がいないときは減点灯し近づくと全点灯するなど、赤外線センサを利用した調光・点滅制御。
- ④制御信号での制御・・・制御盤（もしくは制御システム）を設け、各機器をグループもしくは個別に制御します。時間に応じた明るさの設定が可能。
フル2線方式、DALI方式、DMX方式など様々な方式があるので、計画時に選択する必要があります。
- ⑤手動方式・・・スイッチもしくはリモコン（スマートフォン含む）によって、特定の照明器具をコントロールする方法もあります。例えば、星空観察時にガイドによって一部の公共照明を消灯するというような活用も可能です。

(5) 交通

人中心の道路空間整備の方向性

源泉の湯けむりと大自然の四季の表情を歩いて楽しめる温泉街の形成
～人中心の道路交通環境・道路景観の創出～

上記方針の具現化を図るため、下記の施策を進めます。

【施策①】温泉川沿いや園地内における歩行者専用空間の充実

- ・川湯温泉街の大きな特徴である「源泉の湯けむり」や摩周湖・硫黄山からの湯の流れを歩きながら体感できるように、温泉川沿いの遊歩道(歩行者専用空間)の拡充・新設を図ります。
- ・国立公園の園地内では、探勝路を含めて歩行者専用空間の維持・充実を図り、温泉街周辺の地域資源(硫黄山や川湯温泉駅など)との歩行空間ネットワークを強化します。

▼温泉川沿いの遊歩道から
みる霧氷と湯けむり



【施策②】交通規制の変更や道路空間の再編による歩車共存道路*の整備

- ・温泉街全体の面的な速度規制(ゾーン30あるいはゾーン20)や交通規制・道路幅員構成*の変更(例えば一方通行化による歩行空間の拡充/時間帯規制による歩行者専用化)等により、歩行者が安心して歩ける「歩車共存」の道路交通環境(シェアド・スペース*)を整備します。

▼歩車共存道路イメージ



公園内の道路では歩車共存の看板とともに、徒歩と同じ速度(5km/h以下)での通行を誘導。(ベルギー・ブリュッセル)

【施策③】自転車通行空間の整備

- ・北海道道などの自動車交通量が比較的多い幹線道路では、歩道が整備された歩車分離*の道路構造を維持・充実するとともに、自転車通行空間の整備を図り、徒歩や自転車で回遊できる道路ネットワークづくりを進めます。
- ・将来的には、自転車をはじめとする20~30km/h程度の多様なモビリティ*が安全に通行できるような道路空間の創出を目指します。



狭窄部を有効活用し、人とクルマが共存できる道路空間に再編。(山口県 長門湯本温泉)

【施策④】駐車場の戦略的な配置

- ・幹線道路沿道に来街者用の公共駐車場を配置し、クルマを置いて徒歩や路線バス、自転車等のパーソナルモビリティ*で回遊できる環境(モビリティハブ*)を整備します。
- ・路上駐車やセットバック部分での駐車を原則禁止し、所定の駐車場への駐車を徹底することで、良好な道路景観と安全・安心・快適な歩行環境を確保します。

【施策⑤】 森の中の温泉街にふさわしい道路景観の創出

- ・道路空間の再編・整備にあわせて、凍結や除雪作業等で劣化した舗装の改修・補修やそれにあわせて美装化、森の中の温泉街を感じられる設え（沿道土地利用との連動も考慮した部分的な緑化など）を行い、道路景観の向上を図ります。

▼川湯温泉街におけるエリア交通計画の方向性



▼再編イメージ①
歩道の改良と自転車通行空間の創出(路肩活用)



▼再編イメージ②
一方通行規制と道路空間再編による歩車共存道路



▼再編イメージ③
歩行者専用道路の整備と道路空間の活用



(6) おもてなし

川湯温泉が温泉街として持続していくには、街の規模に見合った数の訪問者をお迎えし、繰り返し来ていただいたり、世界に向けて川湯温泉を発信したりするファンになっていただくことが大切です。そのためには、建築物等による景観を整えるだけでなく、私たちが川湯温泉の魅力や価値を発信して、当地を選んでいただくこと、そしておもてなしの気持ちを街に表し、当地での滞在を存分に満喫していただくことが必要です。

一方で、川湯温泉街には、観光業と関わりのない住民の方も居住されています。住民も来訪者も気持ち良く共存し、川湯に愛着を持ってもらえるよう、川湯温泉街に携わる一人一人が、おもてなしと配慮の気持ちを大切に、できることから取り組んでいきましょう。

※本項目の内容は、ワーキング会議での意見やアイデアをもとにした地域独自のルールや取組案です。個人や各店舗等でできることを組みつつ、地区全体としての取組は、体制を整備し、具体化・実現に向けた検討を行っていきましょう。

温泉街の魅力発信

川湯温泉の名称や魅力を発信し、川湯ならではの体験を提供しましょう。

川湯温泉の魅力や地域資源をハードとソフト両面からアピールする取組を強化しましょう。

地域資源：カルデラ、硫黄山、温泉川、泉源、源泉かけ流し、つつじヶ原、星空、霧氷、ダイヤモンドダスト など

取組例：他地域の川湯温泉と差別化された名称の検討（例、北海道・川湯温泉など）、ホームページやSNS等での情報発信、統一の解説板や案内サインの設置、見どころの地図へのプロット、旅館や店舗等での紹介 など

宿泊施設や店舗の従業員、住民等が“まちの案内人”として川湯温泉の魅力を伝えられるように、勉強会等を通して地域資源の理解を深めましょう。

川湯温泉の自然を体験できる様々なアクティビティ*を用意しましょう。企画・運営は連携しつつ、情報発信や受付窓口は一本化するなどして、利用者の利便性向上を図りましょう。

例：温泉川ウォーク、朝の散歩、トレイル、スノートレイル、スノーシュー、霧氷の鑑賞、川湯の森ナイトミュージアム など

冬季の誘客を促進するため、川湯ならではの冬を楽しむイベント等を企画しましょう。

例：かまくら、アイスキャンドル、ダイヤモンドダスト、雪だるま など

温泉街の統一感の創出

共通の設えや看板等により、街並みに統一感を創り出しましょう。

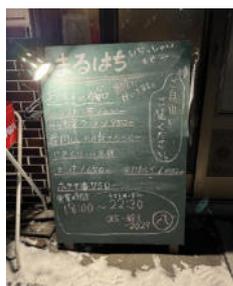
統一のロゴマークをつくり、看板やリーフレット、案内サインなどに表示しましょう。

各店舗前に木製の看板や置物などを設置して統一感を出しましょう。

来訪者が安心して入店できるように、飲食店はメニュー看板を掲示しましょう。ただし、複数の看板があると雑然とした印象になるので、1基に情報を集約しましょう。



店舗に掲げられている
木製看板



メニュー看板があるとメニュー
や価格を把握して入店できます

おもてなしの演出・取組

来訪者が川湯温泉の魅力や温泉情緒を満喫できるよう、おもてなしの演出やサービスを行いましょ。

温泉街では夜間のそぞろ歩きや飲食店めぐりを安心して楽しめるよう、街灯のほか、建物の外灯や屋内照明の漏れ光で、電球色の温かみのある温泉情緒を演出しましょう。

星空を楽しめるよう、屋外の照明は上空に光が漏れないものにする（詳細は p29 からの「夜間景観」参照）とともに、足元の明るさを確保するため、提灯やライトの貸し出しで安心感を補完しましょう。

冬季や雨雪時も街歩きできるよう、防寒具や長靴、傘等の貸し出しをしましょう。

店舗等の前にベンチを設置するなど、来訪者や住民がくつろげるスペースをつくりましょう。

店舗では、地場産品の販売や地場産食材の使用に努めましょう。商品の陳列や看板は道路にはみ出ないようにしましょう。



店内からの温かな漏れ光が
安心感につながります



店舗前にベンチを置いて
街歩きの休憩スポットに



道路にはみ出して商品を陳列
すると歩行の妨げになります

- 来訪者が食事に困らないよう、飲食店の営業日や予約状況を店舗や宿泊施設で共有し、情報発信したり、満席時に他店を紹介したりするなど、地区全体で協力しましょう。また、繁忙期にはキッチンカーの誘致・活用も検討しましょう。
- キャッシュレス決済*の導入やユニバーサルデザイン*の採用など、様々な方が利用しやすいよう配慮しましょう。
- 自宅や店舗前は日頃から美化清掃に努め、温泉川などの公共空間も定期的に地区住民で協力して清掃しましょう。また、積雪時は店舗周辺の除雪を行いましょう。
- 国立公園内の温泉街としてサステナブル・ツーリズム*（持続可能な観光）を目指し、地域の自然や環境への配慮、地域経済の活性化や経済循環を意識して取り組みましょう。
例：自然や環境への負荷に配慮したアクティビティ、タンブラー等での飲み物販売、再生可能な素材の製品の使用、必要最小限の消耗品の配布 など

生活との共存の取組

住民の暮らしを阻害しないとともに、生活感を出ないように配慮しましょう。

- 飲食のテイクアウトなど、ゴミが出るものを販売する店舗は、ぽい捨てにつながらないようにゴミ箱を設置しましょう。
- 各店舗や住宅で、屋外にゴミ置き場を設ける場合は、道路から目立たない場所に配置しましょう。収集待ちのゴミ袋は、できる限り収集時間に合わせて出し、長時間放置しないように配慮しましょう。
- 地区内では、共同駐車場の一角に喫煙所を設けるなどして、指定の場所以外での路上喫煙は禁止しましょう。各店舗等でも、必要に応じて喫煙場所を設けましょう。
- 敷地内の公共空間から見える部分は整理整頓に努め、雑然と物を放置しないように心がけましょう。生活感を感じさせる洗濯物などは、できる限り公共空間から見えないよう配慮しましょう。
- 地区内では路上駐車をしないようにしましょう。来客の車は、各店舗等の駐車場又は共同駐車場へ誘導しましょう。
- 道路に面してガーデニングを楽しむ場合は、地域の在来種など、国立公園の自然に合った品種の選定に努めましょう。プラスチック製のプランターは避け、木製や素焼き、陶磁器など風合いのあるものを使用しましょう。



路上喫煙やぽい捨ての禁止を呼びかける看板の例



店舗前にゴミ箱や物があふれていると雑然とした印象になります



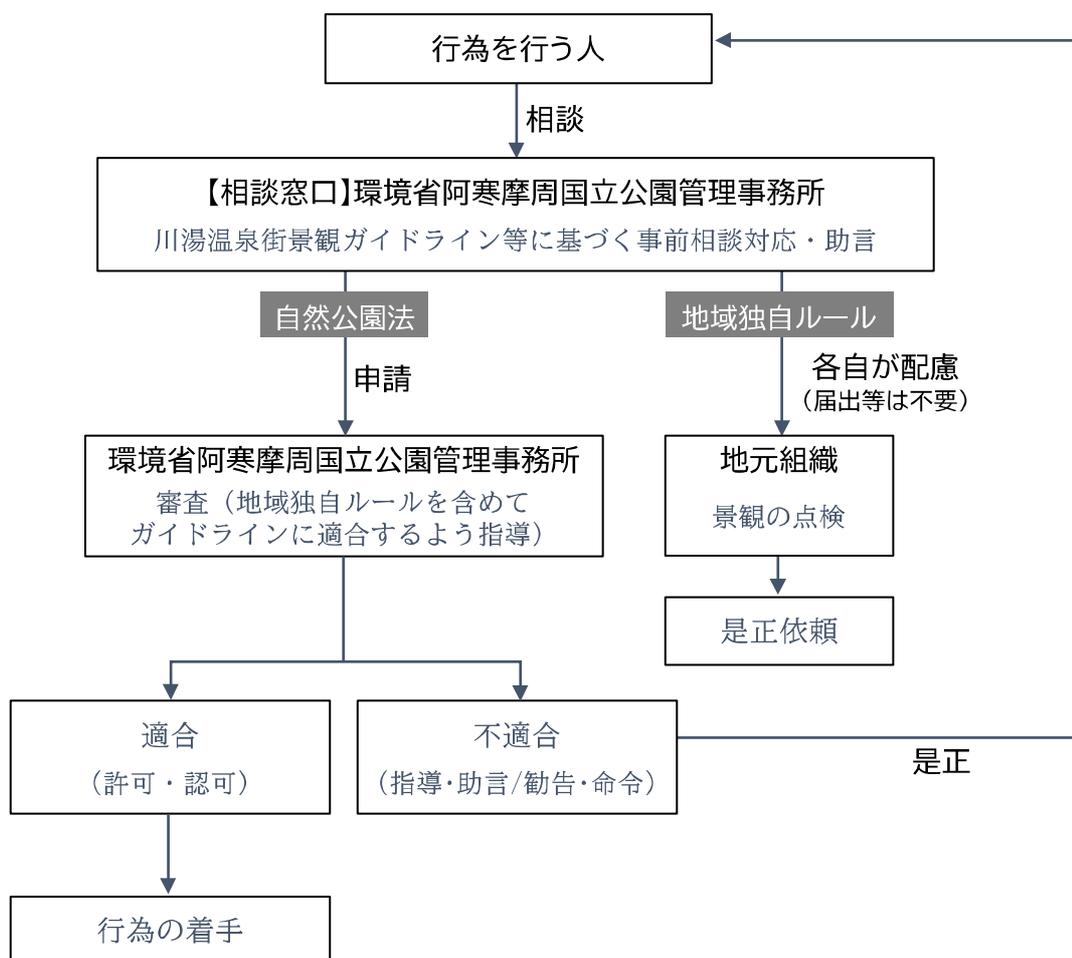
国立公園の自然に馴染む植栽は来訪者にも喜ばれます

3 運用方法

(1) 運用体制・手続きの流れ

対象区域内で、建築物や工作物の新築、改築、増築や広告物等の掲出、設置、表示など、次頁に示す行為を行う場合は、許可が必要です。規模の小さな行為を含めて、景観に影響する行為を行おうとする際には、計画段階で、まずは環境省阿寒摩周国立公園管理事務所にご相談ください。規模や行為の内容によって、ルールに適合させるためのポイントや必要書類等をご案内します。

【事前相談・手続きの流れ】



【申請の窓口】

環境省阿寒摩周国立公園 管理事務所	〒088-3465 北海道川上郡弟子屈町川湯温泉 2-2-2	TEL 015-483-2335 FAX 015-483-2862
----------------------	-----------------------------------	--------------------------------------

(2) 許可が必要な行為

ガイドラインで示している建築物や工作物（照明を含む）、広告物等に関する行為をはじめ、国立公園である川湯集団施設地区内では、様々な行為に許可申請が必要です。下記の行為を行う際には、環境省阿寒摩周国立公園管理事務所に許可申請を行ってください。

【自然公園法に基づき許可が必要な行為】

建築物の新築、改築、増築、色彩の変更（仮設を含む）
建築物以外の工作物の新築、改築、増築、色彩の変更（仮設を含む）
広告物等の掲出、設置、表示
土地の開墾、土地の形状変更
木竹の伐採
鉱物の採掘又は土石の採取（露天掘り以外）
河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること
屋外において土石その他の指定する物の集積、貯蔵
高山植物その他の指定する植物の採取、損傷
指定する動物の捕獲、殺傷、卵の採取、損傷
そのほか、政令で定める行為

※上記の各項目の行為のうち、例外的に申請が不要な行為もあります。

(3) チェックシート

ルールに適合しているか、チェックしましょう。それぞれ何の基準等に位置づけられているか、下記のマークで示しています。正確な内容について確認する場合は、参考資料の各基準をご覧ください。

【ルールの位置づけ】	規則 ：自然公園法施行規則
	特例 ：阿寒摩周国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
	管理 ：阿寒摩周国立公園川湯地域管理計画書

※今後、見直しが予定されているものも含まれます。

区分	項目	ルール	チェック欄								
共通事項	—	<p>周囲の自然環境と地域の賑わいが調和するよう心掛ける。管理</p> <p>川湯温泉の強酸性の泉源の影響を念頭に、建築物や工作物の新築等にあたっては、腐食や劣化、金属疲労への耐性のある材料を使用すること。また、部材の腐食、劣化が進行した場合には、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理に努める。管理</p>									
建築物・外構等	高さ	<p>13m以下とする。規則</p> <p>ただし、北海道道 52 号沿いは、道路敷地境界から 6mまでは 10m以下かつ2階建てまで可とする。(敷地の間口に応じた距離のセットバックも適用)特例</p> <p>温泉川沿いは、河川敷地境界から6mまでは 4.5m以下かつ平屋のみ可とする。特例</p>									
	セットバック(壁面後退)	<p>道道及び町道沿いは、敷地の間口幅に応じた距離(右表)を道路敷地境界から後退する。特例</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>【道路沿いのセットバック距離】</caption> <thead> <tr> <th>敷地間口幅</th> <th>セットバック距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m未満</td> <td>2m</td> </tr> <tr> <td>20m以上～60m未満</td> <td>(敷地間口幅)×1/10</td> </tr> <tr> <td>60m以上</td> <td>6m</td> </tr> </tbody> </table> <p>[角地等の狭小敷地の場合の特例措置] 角地等の狭小敷地は、セットバック部分の面積が敷地全体の 40%(建ぺい率最大 60%)まで、セットバック距離を緩和可能。特例</p> <p>セットバック部分には、景観を阻害するものの設置は避ける。管理</p>	敷地間口幅	セットバック距離	20m未満	2m	20m以上～60m未満	(敷地間口幅)×1/10	60m以上	6m	
敷地間口幅	セットバック距離										
20m未満	2m										
20m以上～60m未満	(敷地間口幅)×1/10										
60m以上	6m										
修景緑化		<p>敷地内の空地や道路に面した空間は、原則として現地産樹木と同種の樹木等に管理</p> <p>特にセットバック部分は、セットバック部分全体の面積に応じた本数の現地産樹木と同種の高木及び小高木を植樹し、地面は、セットバック部分の面積の少なくとも 50%について、低木又は国産芝等の地被植栽を行う。管理</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <caption>【植栽密度の要件】</caption> <thead> <tr> <th>植栽樹種</th> <th>植栽密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高木</td> <td>30 m²につき1本</td> </tr> <tr> <td>小高木</td> <td>15 m²につき1本</td> </tr> <tr> <td>低木又は地被植栽</td> <td>セットバック部分の面積の50%以上の全面</td> </tr> </tbody> </table> <p>植栽する樹種は、推奨樹種(p14参照)を参考に選定する。管理</p>	植栽樹種	植栽密度	高木	30 m ² につき1本	小高木	15 m ² につき1本	低木又は地被植栽	セットバック部分の面積の50%以上の全面	
	植栽樹種	植栽密度									
高木	30 m ² につき1本										
小高木	15 m ² につき1本										
低木又は地被植栽	セットバック部分の面積の50%以上の全面										
建築面積		<p>2,000 m²以下 規則</p> <p>[広大な敷地の場合の特例措置] 宿舎等の公園事業においては、建物を道路敷地境界から 20m以上セットバックし、道路敷地境界から 10m以上を緑化する場合は、2,000 m²を超える建物を可とする。緑化は、道路敷地境界から 10mの部分について、植栽密度の要件に基づいて植栽すること。なお、敷地が3線以上の道路に接する場合は、沿道景観の保護の優先度が高い2線についてセットバック及び緑化の要件を適用し、その他の道路については、敷地間口幅に応じた距離のセットバック距離を適用する(ただし、すべての道路のセットバック部分について、低木又は地被植栽の面積は 50%以上ではなく 80%以上)。管理</p>									

区分	項目	ルール	チェック欄
建築物 ・ 外構等	土地勾配	30%以下 規則	
	建築意匠 (デザイン)	温泉川沿いは、川側に建物の背面を向けず、川に対して視覚的・機能的に開放した意匠(デザイン)とする。 管理	
	用途	温泉川沿いの1階は、商業施設など賑わいにつながる用途への活用に努める。 管理	
	屋根の デザイン	切妻、寄棟、方形、差しかけ、ギャンブル形式等の2方向以上に勾配のある屋根形状とする。ただし、傾斜パラペット(飾屋根)が道路や河川等の公共空間から見える面に設置された陸屋根及び片流れ屋根で、屋根があるように見えるデザインの場合は可。 管理 ドーム型屋根等の曲面屋根、バタフライ屋根等の屋根の先端から中央に向かって低くなる屋根形状は不可。 管理	
	屋根・外壁 色彩	屋根(飾屋根、庇、オーニング(日よけ)を含む)は、焦げ茶色、赤錆色のいずれかの色彩(色彩の範囲は下表)又は自然材料の素地色とする。 管理 外壁は、茶色系、ベージュ色系(色彩の範囲は下表)又は自然材料の素地色を基調とする。 管理	
		使用する素材は光沢が無いもの又は少ないものとする。 管理	
	付帯施設	車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設は、極力主たる建築物に包含し、別棟とはしない。やむを得ず別棟とする場合は、建築物の各基準に適合し、かつ、主たる建築物とデザイン、色彩、材料の調和がとれたものにする。 管理	
	駐車場 (個人宅・店舗・宿泊施設等、建物のない単独の駐車場も対象)	駐車場や取付道路は、公共空間から見えにくい位置に配置するよう工夫する。 管理 建築物に付帯する駐車場は、支障のない範囲で、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模とする。 管理 セットバック部分には駐車場を設置不可。ただし、接道延長 2.5m以下の自家用駐車場は除く。 管理 駐車場を単独で設ける場合も、敷地間口幅に応じた距離を道路敷地境界からセットバックする。セットバック部分は「修景緑化」の規定に基づき緑化する。 管理 同一敷地内における接道延長の合計は6m以下とする。 管理	
	垣柵・塀等	セットバック部分には設置不可。 管理 セットバック部分以外に設置する場合は、原則として生垣、木柵又は板塀とし、ブロック塀、コンクリート塀、フェンスは設置不可。ただし、公益上の必要がある場合等のやむを得ない場合は、茶色系又はベージュ色系(色彩の範囲は下表)のものに限り設置可。 管理	
	引湯管	既存配管を整理統合し、地下埋設する。 管理	
	自動販売機	セットバック部分には設置不可。 管理 セットバック部分以外に設置する場合は、板張り等の自然材料により外側を囲む、茶色系もしくはベージュ色系(色彩の範囲は下表)で塗装するなどして、景観への影響の軽減を図る。また、照度の抑制や人感センサ、タイマー制御により照明装置の明るさや時間は必要最小限とする。 管理	
	屋外設備等	オイルタンクや室外機等の屋外設備は、公共空間から見えにくい位置に設置する、または目隠しをするなどの工夫をする。 管理	

【色彩の範囲 (マンセル値)】

項目	色名	色相	明度	彩度
屋根	焦げ茶色	YR(黄赤系)	2以上4以下	7以下
	赤錆色	R(赤系)		
外壁(自動販売機、垣柵・塀等も同じ)	茶色系 ベージュ系	YR(黄赤系) Y(黄系)	2以上7以下	4以下

区分	項目	ルール	フェック欄
屋外広告物	共通	デザイン・色彩・材料	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 規則
			背景色は茶色系(YR系の色相で、明度2以上7以下かつ彩度4以下、5YR3/2を推奨)、無彩色(明度2以上9以下)又は自然材料の素地色とする。 管理
			文字やロゴマーク、線等の表現において背景色以外の色彩を使用する場合は、茶色系、無彩色又は自然材料の素地色を基本とし、それ以外の色彩を使用する場合は2種類以下とする。ただし、絵図面等の場合は、必要に応じて3種類以上の色の使用が可能。いずれも彩度は7以下とする。 管理
	照明装置	のぼり旗は設置不可。 管理	木材や石材などの自然材料の使用に努める。自然材料に塗装を施す場合は、素地色に近い色彩とする。 管理
			使用する素材は光沢が無いもの又は少ないものとする。 管理
			照明の範囲、期間や時間は必要最小限にする。 規則
	その他	動光や点滅を伴うものは設置不可。 規則	色は、電球色(色温度 3000K以下)の温かい光とする。 管理
			照明の当て方は、外照式で、かつ、下方配光にする。ただし、提灯や行灯等の和風のものや切り文字型の内照式照明装置は設置可。 管理
			ネオン、電光掲示板、デジタルサイネージなどの発光するものは設置不可。 管理
	種別	自家用 広告物 (店舗等の敷 地内に設置 するもの)	地域の催事等、限られた期間にのみ設置されるもので、景観に支障がないものは、対象外とする。 管理
設置した広告物等が汚損や破損した場合又は必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等の維持管理を行う。 管理			
同一地点に複数の広告物を設置する場合には、雑然としないよう、統合を図る。 管理			
誘導看板 (店舗等の敷 地外に設置 し、店舗等の 場所へ誘導 するもの)		表示面の面積は5㎡以下で、かつ同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計は10㎡まで設置可能。 規則	
		高さは5m以下(工作物に掲出又は表示する場合には当該工作物の高さ以下)とする。 規則	
		屋上広告物は設置不可。 管理	
		地上広告物は1店舗1基までとする。ただし、公園事業は、必要最低限と認められる数の設置が可能。 管理	
指導標 ・案内板	立て看板や置き看板は、合わせて1店舗1基までとする。ただし、公園事業は、必要最低限と認められる数の設置が可能。 管理		
	公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外においてはその目的を達成することができないと認められるもののみ設置可能。 特例		
	個々の表示面の面積は1㎡以下とする。 規則		
指導標 ・案内板	複数の内容を表示する広告物等は、表示面の面積の合計は7㎡以下とする。 特例		
	広告物等を設置する場合は高さ5m以下とする。広告物等を掲出又は表示する場合は、表示面の高さは5m以下とする。 規則		
	地域の催事等、限られた期間にのみ設置されるもので、景観に支障のないものは設置可能。 管理		
	表示面の面積は 3.5㎡以下(複数の内容を表示する広告物等は7㎡以下)とする。 特例		
指導標 ・案内板	広告物等を設置する場合は高さ5m以下とする。広告物等を掲出又は表示する場合は、表示面の高さは5m以下とする。 規則		
	設置者名の表示面積は 300cm ² 以下とする。 規則		
	地名表示板の色彩は、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として茶色系とする。 管理		
	必要最小限と認められるもののみ設置可能。 管理		
指導標 ・案内板	多言語表記に努める。ただし、多数の言語を表記すると見にくいいため、日本語と英語表記を基本とする。 管理		

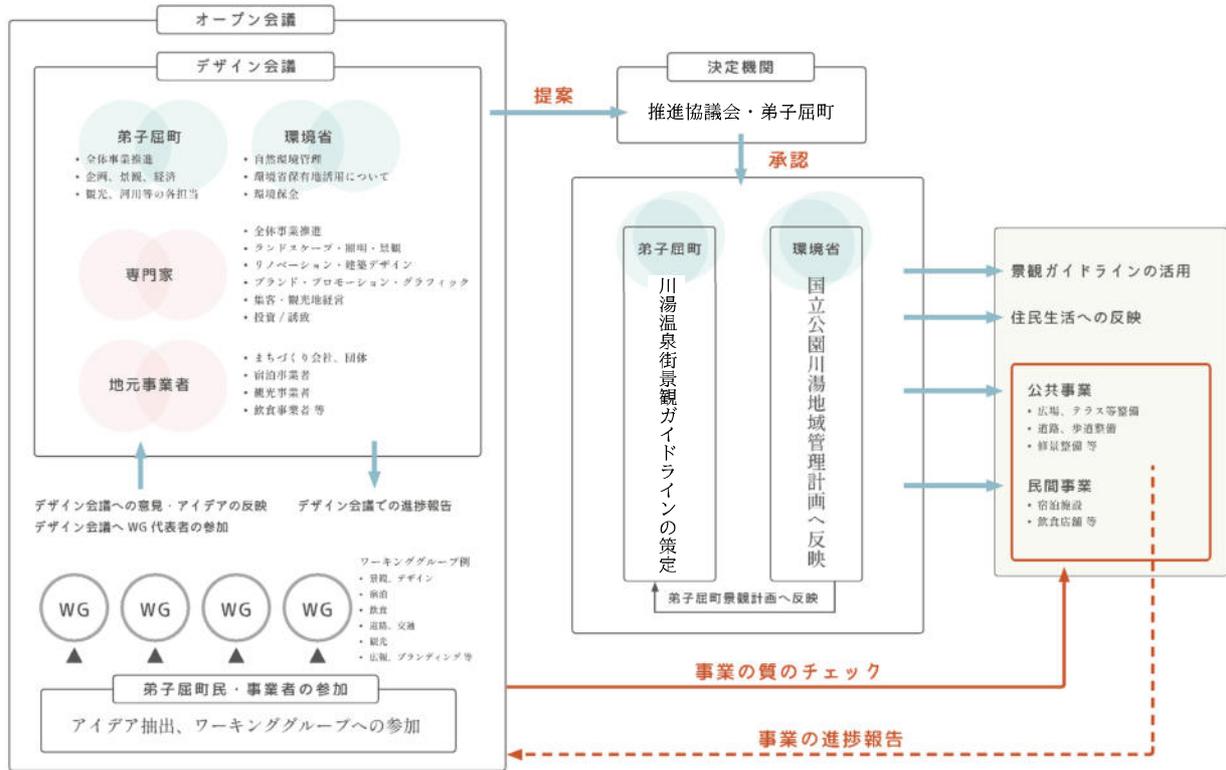
区分		項目	ルール	チェック欄	
夜間景観	共通	—	色は、電球色(色温度 3000K 以下)とする。 管理 期間及び時間は必要最小限にする。 管理 動光や点滅を伴うものは設置不可。 管理 原則として下方配光とする。ただし、光束 500lm 以下の投光器が使用され、かつ、小規模な工作物や中低木等を照らす間接照明や、覆いをつけるなどして上方への漏れ光やグレアが抑制されている場合は、設置可能。 管理 明るさ及び数量は必要最小限にする。 管理 低ポール灯・ブラケット等の拡散光の照明器具については、グレアのない光束 200lm 以下の器具を使用する。 管理 深夜は消灯や減灯するなど、可能な限り点灯時間を管理して、自然環境への配慮や省エネルギー化に努める。 管理 腐食や劣化、金属疲労に耐性のある器具を使用する。 管理		
		用途空間別	主要幹線道路	交差点では照度 10lx を確保する。	
			歩道を重視する道路	グレアの無い下方配光(スポットライト型含む)とする。	
			河川(温泉川)	湯の川を魅せる照明とする(全体ではなく、視点場を設定し適時)。転落等に配慮した配光に努める。	
			広場等公共滞留空間(水辺空間含む)	低位置の明るさ確保に留意し、安全安心な環境をめざす。 樹木などによる暗がりを払しょくしたい場合は、下方配光もしくは光束 500lm 以下の投光器を使用する。	
			駐車場(公共・民間)	深夜は、消灯や減灯を実施する。	
			利活用森林(キャンプ場含む)	基本的に常設の照明は設置せず、電源設備のみとする。 歩行エリアに照明を設置する場合は、共通ルールに準拠する。	
			a 民間施設(店舗等の賑わい施設)	窓からの漏れ光に配慮する。 建物外部に照明を設置する場合はグレアのないものを選択し、数量をできるだけ少なくする。 サインなどは屋外広告物のルールに準拠する。 樹木などによる暗がりを払しょくしたい場合は、下方配光もしくは光束 500lm 以下の投光器を使用する。 建築物の壁面等に照明を当てる場合は、上空に光が漏れないよう、軒などによって遮光される場合のみ上方配光も可能とする。	
			b 民間施設(住宅)	来街者から見える漏れ光に注意し、室内灯も電球色(色温度 3000K 以下)を心がける。	

区分	項目	ルール	チェック欄
おもてなし	温泉街の魅力発信	<p>川湯温泉の魅力や地域資源をハードとソフト両面からアピールする取組を強化する。</p> <p>宿泊施設や店舗の従業員、住民等が“まちの案内人”として川湯温泉の魅力を伝えられるように、勉強会等を通して地域資源の理解を深める。</p> <p>川湯温泉の自然を体験できる様々なアクティビティを用意する。企画・運営は連携しつつ、情報発信や受付窓口は一本化するなどして、利用者の利便性向上を図る。</p> <p>冬季の誘客を促進するため、川湯ならではの冬を楽しむイベント等を企画する。</p>	
	温泉街の統一感の創出	<p>統一のロゴマークをつくり、看板やリーフレット、案内サインなどに表示する。</p> <p>各店舗前に木製の看板や置物などを設置して統一感を出す。</p> <p>来訪者が安心して入店できるように、飲食店はメニュー看板を掲示する。ただし、複数の看板があると雑然とした印象になるので、1基に情報を集約する。</p>	
おもてなしの演出・取組		<p>温泉街では夜間のそぞろ歩きや飲食店めぐりを安心して楽しめるよう、街灯のほか、建物の外灯や屋内照明の漏れ光で、電球色の温かみのある温泉情緒を演出する。</p> <p>星空を楽しめるよう、屋外の照明は上空に光が漏れないものにする(詳細は「夜間景観」参照)とともに、足元の明るさを確保するため、提灯やライトの貸し出しで安心感を補完する。</p> <p>冬季や雨雪時も街歩きできるように、防寒具や長靴、傘等の貸し出しをする。</p> <p>店舗等の前にベンチを設置するなど、来訪者や住民がくつろげるスペースをつくる。</p> <p>店舗では、地場産品の販売や地場産食材の使用に努める。商品の陳列や看板は道路にはみ出ないようにする。</p> <p>来訪者が食事に困らないよう、飲食店の営業日や予約状況を店舗や宿泊施設で共有し、情報発信したり、満席時に他店を紹介したりするなど、地区全体で協力する。</p> <p>キャッシュレス決済の導入やユニバーサルデザインの採用など、様々な方が利用しやすいよう配慮する。</p> <p>自宅や店舗前は日頃から美化清掃に努め、温泉川などの公共空間も定期的に地区住民で協力して清掃する。また、積雪時は店舗周辺の除雪を行う。</p> <p>国立公園内の温泉街としてサステナブル・ツーリズムを目指し、地域の自然や環境への配慮、地域経済の活性化や経済循環を意識して取り組む。</p>	
		<p>飲食のテイクアウトなど、ゴミが出るものを販売する店舗は、ぼい捨てにつながるないようにゴミ箱を設置する。</p> <p>各店舗や住宅で、屋外にゴミ置き場を設ける場合は、道路から目立たない場所に配置する。収集待ちのゴミ袋は、できる限り収集時間に合わせて出し、長時間放置しないように配慮する。</p> <p>地区内では、共同駐車場の一角に喫煙所を設けるなどして、指定の場所以外での路上喫煙は禁止する。各店舗等でも、必要に応じて喫煙場所を設ける。</p> <p>敷地内の公共空間から見える部分は整理整頓に努め、雑然と物を放置しないように心がける。生活感を感じさせる洗濯物などは、できる限り公共空間から見えないよう配慮する。</p> <p>地区内では路上駐車をしないようにする。来客の車は、各店舗等の駐車場又は共同駐車場へ誘導する。</p> <p>道路に面してガーデニングを楽しむ場合は、地域の在来種など、国立公園の自然に合った品種の選定に努める。プラスチック製のプランターは避け、木製や素焼き、陶磁器など風合いのあるものを使用する。</p>	

参 考 资 料

(1) 検討の経緯

【検討体制】



【検討経過】

区分	項目	2023年度					2024年度											
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検討組織	推進協議会	① 12/14 …推進協議会等の設置							② 7/26 …景観ガイドライン骨子案の承認									③ 3/24 …景観ガイドラインの承認
	デザイン会議			① 2/20		② 4/16		③ 6/18		④ 8/20		⑤ 10/22		⑥ 12/17	⑦ 1/31	⑧ 2/25	⑨ 3/19	
	ワーキンググループ会議			① 2/27	② 3/21	③ 4/15		④ 6/26	⑤ 7/23		⑥ 9/17		⑦ 11/19					
周知・広報	説明会							① 6/3~7/8 …景観ガイドライン検討状況(骨子案)										② 1/18・19 …景観ガイドライン(案)
	かわらばん						① 5/1	② 7/1	③ 8/1		④ 10/1		⑤ 12/1					
検討内容	現行ルール、現状・課題の整理																	
	理念・方向性																	
	景観ルール(見直し、新規)																	
	エリア交通計画																	
	夜間景観																	
	統一感の創出、おもてなし等																	

【阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープラン推進協議会 構成員】

団体名	役職名	担当・備考
弟子屈町	町長	会長
環境省阿寒摩周国立公園管理事務所	所長	
株式会社星野リゾート	代表取締役	公募事業者
阿寒摩周国立公園川湯地域運営協議会	会長	副会長
川湯温泉旅館組合	組合長	
川湯温泉料飲店組合	組合長	
一般財団法人自然公園財団川湯支部	所長	
一般社団法人摩周湖観光協会	会長	
弟子屈町自治会連合会	会長	
弟子屈町商工会	会長	

【阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街まちづくりマスタープランデザイン会議 構成員】

団体名	役職名	氏名	担当・備考
北海学園大学	工学部建築学科 教授	岡本 浩一	委員長
札幌市立大学	デザイン学部 准教授	森 朋子	副委員長
街制作室株式会社	代表取締役社長	國分 裕正	全体事業推進
	取締役	渋谷 正明	
	プロデューサー	中澤 和忠	
オンサイト計画設計事務所	パートナー	長谷川 浩己	ランドスケープ
	代表取締役	鈴木 裕治	
株式会社星野リゾート	国内企画開発グループ プロジェクトマネージャー	石井 芳明	集客・観光地経営
株式会社日本海コンサルタント	計画研究室 担当室長	片岸 将広	景観・交通
株式会社蘆田暢人建築設計事務所	代表取締役	蘆田 暢人	アドバイザー（建築）
株式会社LEM空間工房	代表取締役	長町 志穂	アドバイザー（照明）
環境省阿寒摩周国立公園 管理事務所	所長	田中 準	オブザーバー
	企画官	末廣 圭司郎	
一般社団法人摩周湖観光協会	参事	秋山 一夫	オブザーバー
	事務局長	河原 宏	
弟子屈町役場	建設課 課長	廣川 直樹	事務局
	観光商工課 課長	守屋 憲一	
	観光商工課 課長補佐	鶴田 裕樹	

(2) 用語解説

1 景観ガイドラインの概要

国立公園満喫プロジェクト	2016年3月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱のひとつとして国立公園が位置づけられことを受け、2016年度より環境省が推進している事業。世界水準のナショナルパークを実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図るもの。
集団施設地区	国立公園の利用拠点として、園地、宿舍、野営場など、利用及び管理のための施設を総合的に整備する地区。
地種区分	規制される行為の種類や規模は公園の地種区分に応じて定められる。自然環境や利用状況を考慮して以下の6つの地種区分を設けている。
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。
普通地域	特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）といえる。

2 項目別ガイドライン

【建築物・工作物】

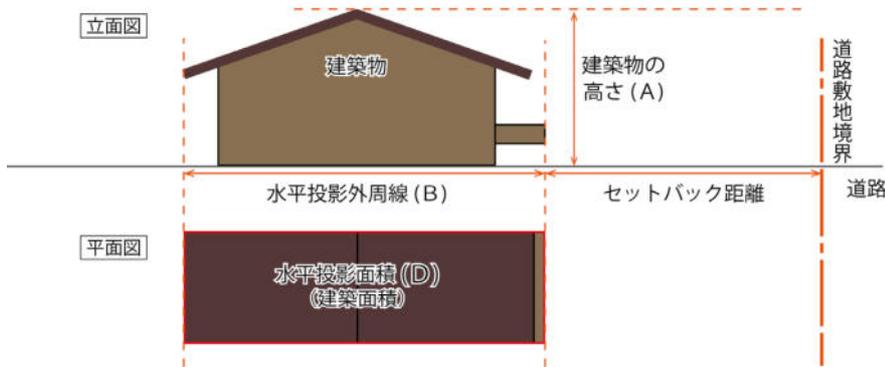
※自然公園法施行規則に基づく建築物等の許可基準における算定方法や用語の定義は、一部、建築基準法の取扱いと異なりますので、ご注意ください。

建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの。建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。 なお、骨組みが簡易であり、かつ屋根及び壁が天幕、ビニール等（ガラスは除く。）で構成された工作物であって、屋根及び壁が容易に取り外し可能なもの（人の手で容易に巻き取って外せる等の仕掛けがあるものや迅速な撤去が可能なもの等。）については、建築物以外の工作物として扱う。
建築物の高さ	避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた、建築物の地上部分の最高部（塔屋を含む）と最低部の高さの差をいう。※図1のA
セットバック	工作物等を道路敷地境界から一定の幅だけ離すこと。
建築物の水平投影外周線	壁面線ではなく、軒の出やバルコニーなども含めた外周線 ※図1のB
敷地	ひとつの建築物又は用途上切り離せない関係にある2つ以上の建築物（車庫等の付帯施設、分棟等）がある一区画の土地をいう。登記上の境界に関わらず、実質的に一体で利用されている土地は、ひとつの敷地とみなす。
敷地間口幅	敷地と道路の接する長さ。ただし、セットバック距離の算出にあたって、不整形地（長方形以外の形状の土地）の場合は、敷地と道路の接する長さとして道路敷地境界から6m部分の敷地幅のうち、長い方を敷地間口幅として採用する。※図2

接道延長	駐車場及び取付道路が道路敷地と接する長さ。
セットバック距離	道路敷地境界から建築物の地上部分の水平投影外周線までの距離。
セットバック部分	セットバックによって生じる道路と工作物等の間の土地。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合。
建築面積	建築物と物理的に一体な付帯工作物を含む地上部分の水平投影面積。※図1のD
高木	植栽時樹高5m程度、将来10m以上に生長する樹木。
小高木	植栽時樹高2～3m程度、将来4～5m程度に生長する樹木。
低木	高さ0.3～3m程度の樹木。
地被植栽	地面を覆って生長する植物を用いて地表面を隠す植栽。
列植	並べて植えること。
樹冠	樹木の上部の枝や葉が茂っている部分。
アプローチ	敷地の入口から建物の入り口（玄関）までの通路。
テラス	建物の1階から突き出して作られた、地面よりやや高くなった部分。
オーニング	建物の外・窓や入り口、店先などに出ているテント状の日よけや雨よけのこと。
庇	建物の開口部（窓、出入口）の上に取り付けられる日よけや雨よけの小型の屋根。
容積率	敷地面積に対する延べ面積（各階の床面積の合計）の割合。
土地勾配	※図1のC/B

図1 建築物の説明図

敷地造成を伴わない現況地盤での建築物の場合



敷地造成を伴う建築物の場合

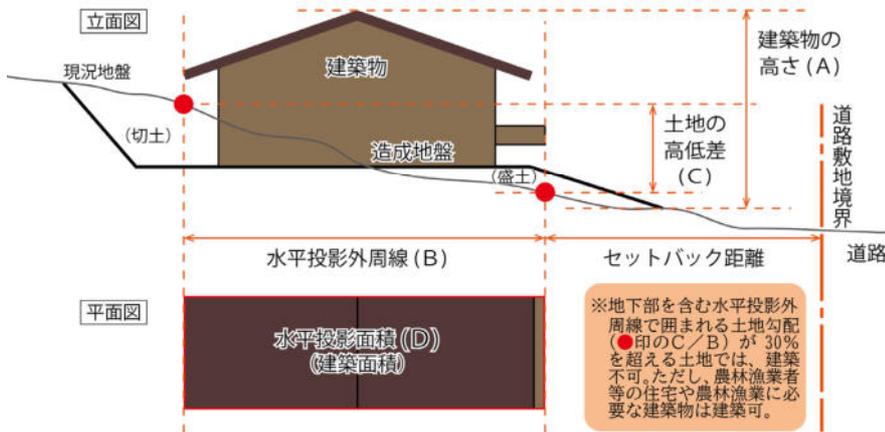
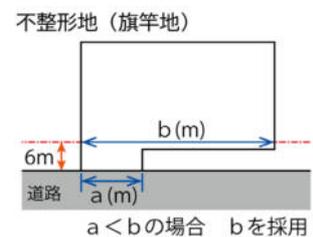
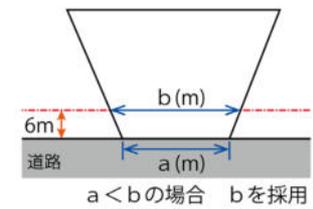
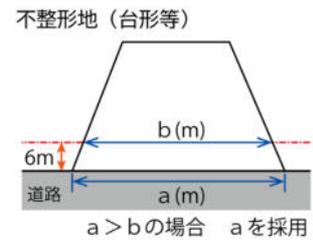
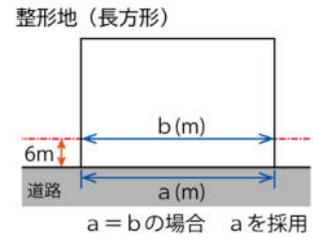


図2 敷地間口幅の説明図



切妻（きりつま）	屋根形式のひとつ。2つの傾斜面をもつ、本を伏せたような山の形をした屋根。
寄棟（よせむね）	屋根形式のひとつ。4方向に傾斜する屋根面がある形。
方形（ほうぎょう）	屋根形式のひとつ。四角錐の形状をしたピラミッド型の屋根。
差しかけ	屋根形式のひとつ。切妻の屋根頂点をずらした形式の屋根。
ギャンブルル	屋根形式のひとつ。切妻屋根を二段に折り曲げた形状の屋根。
パラペット	陸屋根などで、外壁と屋根の境界にある立ち上がりの部分のこと。傾斜させることで勾配屋根があるようなデザインに見せることが可能。
陸屋根（ろくやね、りくねや）	屋根形式のひとつ。傾斜のない平面状の屋根。平屋根（ひらやね）ともいう。
片流れ屋根	屋根形式のひとつ。一方向にのみ全面的に傾斜している屋根。
曲面屋根	ドーム型（半球形）、アーチ型（半円筒形）など曲面のある屋根。
バタフライ屋根	屋根形式のひとつ。屋根の端から真ん中に向かって低くなるV字型の屋根。
公共空間	誰もが自由に入出入りできる場所。道路、公園、広場、河川敷など。
自然材料	木材、紙、石、土など。
色相	色味の違い。マンセル表色系で基本色5色とその中間色相の5色に分類される。
明度	明るさの強弱。高ければ白に近づき、低ければ黒に近づく。
彩度	鮮やかさの強弱。高ければ鮮やかになり、低ければ色味のない無彩色（モノクロ）になる。

【屋外広告物】

広告物	特定の事項を公衆の視覚に訴え印象づけるために掲出され若しくは設置され又は表示されるもの。
背景色	文字などの背景として使用する色。地色。
のぼり旗	布等を竿その他の棒状の物件に取り付けて作成されたもので、単独で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に取り付けられたもの。
内照式	内部にライトを設置し、内側から広告物を照らす方法。
外照式	外部にライトを設置し、外側から広告物を照らす方法。
下方配光	投光器から下向きに光が放射されていること。
デジタルサイネージ	表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイなどに映像や文字を表示する電子看板。
地域の催事等	地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであって地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの。
屋上広告物	建築物の屋上又は屋上の工作物に取り付けられたもの（階段室、昇降機塔その他これらに類する部分の壁面に表示されたものを含む。）。
地上広告物	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成され、土地に固定された状態で設置されたもの。
立て看板	容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件にたてかけられたもの。
置き看板	土地に固定されない状態で容易に移動することができる状態で独立して置かれたもの。
固定広告物	地上広告物、屋上広告物、壁面広告物
簡易広告物	はり紙、はり札、立て看板、置き看板、広告幕、のぼり、旗など。

【夜間景観】

ナイトエコノミー	夜間に行われる経済活動。夜間に観光客向けのコンテンツなどを提供することにより、消費拡大につなげるもの。
色温度	光源が発している光の色光を定量的な数値で表現する尺度。単位はケルビン (K)。ろうそくの炎を 2000K という基準で見た場合の光の色合い (カラー照明とは異なる)。 太陽光：15000K、PC 画面：9000K、昼光色光源：5000K、電球色光源：2200K～3000K
下方配光	投光器から下向きに光が放射されていること。
光束	光の強さ (明るさ) を表す。単位はルーメン (lm)。 「光源の光束」「照明器具の光束」という使い方をする。
ハロゲン電球	白熱電球の一種で、フィラメントに電流を流しその電気抵抗によりフィラメントを高温にし、温度放射の原理によって光を発する光源。
LED	「発光ダイオード」と呼ばれる半導体のことで、“Light Emitting Diode”の頭文字をとったもの。LED 照明は消費電力が低いにもかかわらず明るく、省エネで寿命が長い。
間接照明	光源を隠し、対象物に照射された光だけが視野に入るような照明手法。
ブラケット	壁面や柱などに取り付ける照明器具。
グレア	光源 (及び照明器具) の発する「不快なまぶしさ」や物の見えづらさを生じさせるような「まぶしさ」。
白熱灯	いわゆる電球のこと。ガラス球内のフィラメントに電流が流れて加熱されることによって、やや暖色よりの白色光を放射する。
鉛直面	視野の 70～80%が鉛直面からの情報と言われており、照明設計においては壁や樹木など地面に対して垂直方向の範囲を示す。
輝度	人が見て感じる明るさ。単位面積あたりの光源の光束量。単位はカンデラ (cd/m ²)
照度	物体の表面が受ける明るさ。単位はルクス (lx)「地面の照度」「机上の照度」という使い方です。光源や照明器具の強さを表すものではありません。
スポットライト	照らす対象物を効果的に空間から引き立たせるために、一点を集中的にテラス照明器具。
防犯灯	防犯を目的として街路などに設置される電灯。
ダークスカイ認定品	国際ダークスカイ協会 (IDA) に「星空に優しい照明 (Dark Sky Friendly Lighting)」として認定された照明器具。上方光束 0%、色温度 3000K 以下。
ポール照明	ポールの先端に灯具が設置された照明器具。
アッパーライト	下から上向きに照らす照明器具。

各光色の相関色温度の目安



出典：光害対策ガイドライン (改訂版)

【交通】

道路幅員構成	車道、路肩、歩道、植樹帯などの道路幅員を構成する要素。
歩車共存道路	限られた道路幅員の中で、歩行者と自動車の通行空間を物理的に分離せずに、自動車の速度の抑制等を実施し、歩行者との共存を図る道路。 シェアド・スペース（Shared Space）ともいう。
歩車分離	歩行者と自動車の通行空間を明確に分離すること。
モビリティ	移動手段、乗り物。移動性や可動性を指すこともある。
パーソナルモビリティ	個人利用の移動手段。 自転車や電動キックボード、車いすなどを含む。
モビリティハブ	駐車場や複数の交通手段を1つの拠点に集約した施設。地域の移動の利便性を高めることを目的として整備する乗り換え拠点。

【おもてなし】

アクティビティ	観光地などで楽しむことができる様々な体験や活動のこと。
キャッシュレス決済	現金を使わずに支払いを済ませる方法。クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマートフォン決済など。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化、身体状況など、個人の違いにかかわらず、誰もが利用しやすいことを目指した建築、製品、情報、サービスなどの設計（デザイン）、考え方。
サステナブル・ツーリズム	訪問客、産業、環境、受け入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光。

<編集協力>

環境省阿寒摩周国立公園管理事務所

街制作室株式会社

株式会社日本海コンサルタント

株式会社LEM空間工房

川湯温泉街景観ガイドライン

2026年2月

阿寒摩周国立公園弟子屈町川湯温泉街
まちづくりマスタープラン推進協議会

事務局：弟子屈町 観光商工課

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央 2-3-1

TEL 015-482-2940 FAX 015-482-5669
